

令和5年7月3日(月) 午後1時30分
於 愛媛県松山市・愛媛県県民文化会館
1階「メインホール」

令和5年度

第63回通常総会 資料(案)

— 次 第 —

1. 開 会

1. 会長挨拶

1. 議長選任

1. 議案審議

第1号議案 令和4年度事業報告書及び決算関係書類承認の件

第2号議案 令和5年度事業計画、収支予算並びに経費の賦課及び
徴収方法決定の件

第3号議案 令和5年度借入金残高の最高限度決定の件

第4号議案 役員選挙の件

1. 閉 会

全国管工事業協同組合連合会

目 次

第 1 号議案 令和 4 年度事業報告書及び決算関係書類承認の件

概 説	2
I 総務に関する事項	4
II 経理に関する事項	25
III 経営に関する事項	28
IV 広報に関する事項	34
V 事業に関する事項	38
VI 技術に関する事項	43
VII 災害時等の対応に関する事項	59
VIII 決算関係書類に関する事項	60

第 2 号議案 令和 5 年度事業計画、収支予算並びに経費の賦課 及び徴収方法決定の件

I 令和 5 年度事業計画案	69
II 令和 5 年度収支予算案	77
III 令和 5 年度経費の賦課及び徴収方法案	82

第 3 号議案 令和 5 年度借入金残高の最高限度決定の件

第 4 号議案 役員選挙の件

第 1 号議案 令和 4 年度事業報告書及び決算関係書類承認の件

令和 4 年度事業報告書（案）

自 令和 4 年 5 月 1 日

至 令和 5 年 4 月 30 日

概 説

本会では、創立60周年を機にこれからの管工事業、全管連の目指すべき方向を盛り込んだ「全管連ビジョン2020」に基づく組織の見直しと体制強化について検討を行い、最終とりまとめ案が第349回理事会（令和4年1月17日）において承認され、また中小企業等協同組合法施行規則等の改正（令和3年5月14日施行）に伴い、令和4年6月15日開催の臨時総会で定款・規約の改正等を行った。令和5年7月3日の通常総会から施行して、スリム化してより風通しのよい新体制組織となる。

政府は、令和5年3月7日厚生労働省が所管する水質基準の策定をはじめとする水質・衛生に関する業務を環境省、それ以外の水道行政の全般を国土交通省へ移管するための法律改正案（生活衛生等関係行政機能強化のための関係法律の整備に関する法律案）を閣議決定し、5月19日に第211回通常国会（会期：令和5年1月23日～6月21日予定）で可決・成立した。法案では、水道法に加えて関係3省の設置法などを改正し、水道行政に関する厚生労働大臣の権限を国土交通大臣・環境大臣に移す。移管後の行政運営体制や各業務の具体的な事項は、今後政省令等で規定される。これを受けて、水道整備・管理行政の円滑な移管のために、国土交通省には「水道整備・管理行政移管準備チーム」を設置することとした。施行日は、令和6年4月1日。本会では、水道行政移管に際しての予算・体制確保及び業界振興施策充実等を斉藤鉄夫国土交通大臣及び自由民主党の水道事業促進議員連盟、公明党上水道・簡易水道整備促進議員懇話会所属国会議員等与党議員に要望を行い、今後に対応していくこととする。

国土交通省では、建設技能者の処遇改善のための建設キャリアアップシステム(CCUS)の本格運用を平成31年4月より開始している。本会ではまずはCCUSへの事業者登録、技能者登録についての周知を図るとともに、「建設技能者の能力評価制度」による能力評価を進めている。

新型コロナウイルス感染症関係では、令和5年3月13日から個人の主体的な選択を尊重しマスクの着用は個人の判断に委ねることになり、5月8日からは季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行されることとなった。令和4年7月に開催した長野での通常総会は人数を制限した開催となったが、その後は全国各地のブロック会議も開催され、部会、委員会等の諸会議もWEB併用ながら対面での開催となった。

このような中、令和4年度に行われた本会の主な事業は以下のとおりである。

・総務部門

「全管連ビジョン2020」に基づく組織の見直しについて、令和4年6月15日の臨時総会で定款・規約の改正等を行い、令和5年7月3日の通常総会から施行することとなった。藤川幸造会長が斉

藤鉄夫国土交通大臣、石井浩郎国土交通副大臣、自由民主党水道事業促進議員連盟の田村憲久会長をはじめとする関係方面に表敬訪問を行い、水道関係予算の確保及び働き方改革等の対応や管工事業業者に対し適正利潤、適正工期に配慮した工事が発注されるよう要望した。

・経理部門

昨年に引き続き、月次決算報告の実施及びインターネット等を利用した経理業務の電子化などによる日々の経理業務の適正な推進に努めた。また、会員を対象としたインボイス制度に係るアンケート調査を実施するとともに、会員組合への利益の還元という観点から本会初の出資配当を実施した。

・経営部門

国土交通省との意見交換や関係団体との調整を行い、専門工事企業の施工能力の見える化評価制度評価基準案を検討した。その実施及び配管職種における賃金目安（年収）の設定・公表については先行職種の動向を見守っている。

平成27年の第3回調査から7年ぶりに、本会では会員組合の実態を調査した。382組合から回答（69.8%）があり報告書を取りまとめた。また、給水申請事務の簡素化、合理化のため、標準化に向けたアンケート調査を実施し、結果を集計・分析して、日本水道協会栃木県支部の各水道事業体及び栃木県管工事業協同組合連合会への説明会を開催した。各水道事業体等から要望された内容を取り入れ給水装置工事申込書を再作成し、報告書としてとりまとめた。

管工事業の魅力のPRと高卒者採用促進のため、Webサービス・アプリ・システム企画・開発を手掛ける㈱スタジアムの高校生向け求人管理システム「Handy進路指導室」に本会特設サイト「もしも世界がパイプでつながっていなかったら??」を作成設置した。

・広報部門

全管連ジャーナル・ニュース発刊の他、パイプ月間及び水道週間期間中にPRチラシ19.8万枚、PRポスター1,700枚を作成、頒布した。暮らしのレスキュー商法など悪質業者による高額請求等社会問題に対して、昨年に続きチラシやポスターによる注意喚起を行ったほか、大手ネット検索会社と意見交換を行った結果、広告審査基準が順次、厳格化されるなど、業界のイメージアップに努めた。また業界PR及び技術者・技能者の入職促進のため、高校生、中学生等を対象とした職業紹介の漫画「命の水物語」の作成にあたり意見の集約を図った。

・事業部門

管工事賠償補償制度については、総加入者数が1,573件に達した。今年度の制度運営費の組合手数料率は前年度に引き続き54%とし、各支部に対し会員企業1社あたり200円の制度推進事務費を支払うことで、加入者の増加に伴う収益の一部を会員に還元し、特約としてJV補償（自社が起こした事故のみ補償）を令和4年11月始期より導入した。また、令和5年3月より、AIG損害保険㈱の業務災害総合保険「ハイパーメディカル」の取扱いを開始した。本制度は、会員企業の従業員による病气入院の補償等、福利厚生の一環として充実した制度であり、全管連組織を活用して加入促進を図ることとした。また、法定外労災よりも充実した補償を求める会員企業のニーズの高まり受け、全国中央会の「業務災害補償制度」の加入促進を図った。

・技術部門

令和5年度水道施設整備費に係る歩掛表の改定については、本会が要望した5項目のうち、水道配水管工事に携わる配管工の設計労務単価の取扱い、ポリエチレン管（融着接合）の歩掛改定、工事の一時中止に伴う増加費用等における積算基準の整備については改定されたが、水道工事におけ

る小規模な本復旧の歩掛設定と現場管理費率の補正係数の見直しについては見送りとなった。

建設分野の外国人受入れの取組みでは、特定技能1号評価試験への対応として作成した「特定技能1号評価試験テキスト（配管）」を冊子化し、3,000部を会員へ配布した。また、19の業務部区分が再編・統合し、配管職種は「ライフライン・設備」へ統合され、再編後はより一般性の高い試験を（一社）建設技能人材機構が実施することとなった。なお、特定技能外国人を受入れするルートは、技能実習生からの転換制度もあり、本会は必要書類として会員証明書を226件発行している。会員証明書を発行する際には地元管工事組合への加入が必要となるため、これを機に組合へ加入した会社も見受けられた。

・災害時等の対応

総務委員会との合同会議において、地元組合におけるBCP作成・運用状況について意見交換をおこなった。また、9月下旬、台風第15号により13日間にわたり静岡県において約7.6万戸が断水した。地元水道局から協力要請により2単組が応急給水活動や仮設配管布設等を行った。静岡県連理事長にこれらの活動状況を理事会にて報告してもらおうとともに機関誌12月号に寄稿してもらった。

I 総務に関する事項

I-1 運営組織の状況に関する事項

I-1-1 総会・理事会等の開催

(1) 第62回通常総会

1) 第62回通常総会

開催日時 令和4年7月4日 午後2時

開催場所 軽井沢プリンスホテル ウエスト 国際会議場「浅間」

出席者数 48名（本人44名、WEB4名）

出席理事・監事数 出席理事79名、出席監事2名

議長 山崎 正寛（長野県連）

議案及び議決の内容

第1号議案 令和3年度事業報告書及び決算関係書類承認の件（原案どおり承認）

第2号議案 令和4年度事業計画、収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件
(原案どおり承認)

第3号議案 令和4年度借入金残高の最高限度決定の件（原案どおり承認）

第4号議案 役員補充選挙の件（指名推選の方法により理事5人、監事1人を選出）

※長野県では、開催前に感染警戒レベルを5（6段階中）として注意喚起を行っており、ソーシャルディスタンスを保つために人数制限（予備調査の約7割）し、規模を縮小した開催となった。

2) 令和4年度全国大会

開催日時 令和4年7月4日 午後3時30分

開催場所 軽井沢プリンスホテル ウエスト 国際会議場「浅間」

出席者数 430名

次第 開会の挨拶、開催地代表挨拶、全管連会長挨拶、功労者表彰、来賓祝辞、

来賓紹介、議長選任、大会スローガンの採択、祝電披露、閉会の挨拶
議長 山崎 正寛（長野県連）

令和4年度全国大会スローガン

1. 業界の力で災害時に届けよう「命の水」
1. 行政・消費者と連携し悪質業者を排除しよう
1. 処遇改善と働き方改革で魅力ある業界を作ろう

(2) 臨時総会

開催日時 令和4年6月15日午後1時30分 於：品川プリンスホテル「トパーズ15」

開催場所 全管連会館・WEB

出席者数 48名（本人35名、WEB5名、委任状8名）

出席理事・監事数 出席理事95名（本人55名、WEB17名、書面23名）、出席監事3人

議長 原 宣幸（神奈川県連）

議案及び議決の内容

第1号議案 定款等の一部改正等に関する件（原案どおり承認）

「全管連ビジョン2020」に基づく組織の見直しと体制強化について検討を行い、最終とりまとめ案が第349回理事会において承認された。また、中小企業等協同組合法施行規則等の改正（令和3年5月14日施行）に伴い定款・規約の改正等を行った。

(3) 理事会

第350回 令和4年6月15日午後1時40分 於：品川プリンスホテル「トパーズ15」

出席者数 95名（本人55名、WEB17名、書面23名）（可決）

①第62回通常総会に提出する議案に関する件

②第62回通常総会及び令和4年度全国大会等の運営に関する件

第351回 令和4年10月18日午後1時30分 於：品川プリンスホテル「シルバー12」

出席者数 92名（本人65名、WEB12名、書面15名）（可決）

①支部長及び常設委員会委員の補充選任に関する件

②令和5年度（第33期）からの新体制に関する件

第352回 令和5年1月17日午後1時30分 於：品川プリンスホテル

「プリンスホール 石鎚・霧島」

出席者数 92名（本人73名、WEB5名、書面14名）（可決）

①第63回（令和5年度）通常総会及び全国大会等の関連行事に関する件

②第64回（令和6年度）通常総会及び全国大会等の開催地に関する件

③第33期役員（理事・監事）の割当に関する件

④管工事賠償補償制度に関する件

なお、上記理事会の開催後、会員組合及び会員企業の事業の運営に資するべく、業界におけるトピック等を内容とする下記の講演会を開催した。

・最近の水道行政について（令和4年10月18日、厚生労働省 水道課）

(4) 監事会

令和3年度第2回 令和4年5月20日 全管連会館

令和4年度第1回 // 12月14日 ホテルベルクラシック東京

(5) 正副会長会議等

1) 正副会長・部長会議

第252回	令和4年6月2日	大手町サンスカイルーム・WEB
第253回	〃 9月29日	品川プリンスホテル・WEB
第254回	〃 12月15日	品川プリンスホテル・WEB

2) 会長・筆頭副会長・6部担当副会長会議

第1回	令和4年8月23日	全管連会館
-----	-----------	-------

3) 水道配水管工事に係る戦略懇談会

第4回	令和4年6月8日	八戸グランドホテル
第5回	令和4年9月13日	全管連会館

4) 部長会

令和4年度第1回	令和5年4月26日	全管連会館
----------	-----------	-------

5) 総務部会

第227回	令和4年5月16日	全管連会館
第228回	〃 9月14日	〃 ・WEB
第229回	〃 12月9日	品川プリンスホテル

6) 総務委員会（災害対策担当理事会議 合同）

第51回	令和4年12月8日	品川プリンスホテル
------	-----------	-----------

(6) 第56回事務局研修会 令和5年2月10日 品川プリンスホテル・WEB

出席者数 36支部71名（会場42名、WEB29名）

内容 ①「建設キャリアアップシステムの普及促進事業」について

（京都府管工事工業協同組合 事務局次長 東光正弘 氏）

②「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について

（全国管工事業協同組合連合会 経理・事業課長 鈴木都久生）

③「第63回（令和5年度）通常総会及び全国大会等関連行事PR」

（愛媛県管工事協同組合連合会 事務局長 菅 徹夫 氏）

(7) 新年賀詞交歓会 令和5年1月17日午後3時00分 品川プリンスホテル

「プリンスホール 富士・伊吹」

出席者 国会議員、官庁、関係団体並びに本会の賛助会員51社・112名、合計250名

(8) ブロック会議等

九州	令和4年7月29日	城山ホテル鹿児島
東北	〃 8月30日	花巻温泉・ホテル千秋閣
中国	〃 9月8日	ANAクラウンプラザ岡山
北信越	〃 9月26日	月岡温泉・白玉の湯「華鳳」
四国	〃 10月6日	ANAクラウンプラザホテル松山
北海道	〃 11月2日	ガトーキングダムサッポロ
中部	〃 11月10日	伊勢パールピアホテル
近畿	〃 11月18日	オリエンタルホテル神戸

I-1-2 会員の状況

(1) 全管連会員構成（期間中移動：加入0、脱退0）

令和5年4月30日現在

会員団体数		所属団体数	所属業者数	前年度比
正会員	準会員			
48団体	2団体	※582団体 (586団体)	14,545社	-1.3%
50団体			(14,735社)	

※地区連合傘下の団体を含む。()内書は前年度数。

(2) 都道府県別による会員団体、所属団体数及び業者数

令和5年4月30日現在

No	都道府県名	会員団体	所属団体	所属業者数	No	都道府県名	会員団体	所属団体	所属業者数
1	北海道	1	23	459	25	滋賀	1	10	171
2	青森	1	9	194	26	京都	1	16	242
3	岩手	1	9	160	27	大阪	1	10	473
4	宮城	1	12	271	28	奈良	1	6	109
5	秋田	1	13	218	29	和歌山	1	17	279
6	山形	1	19	235	30	兵庫	1	24	468
7	福島	1	10	246	31	岡山	1	1	177
8	茨城	1	29	311	32	広島	1	12	294
9	栃木	1	21	508	33	鳥取	1	3	34
10	群馬	2	4	198	34	島根	1	1	26
11	埼玉	1	38	816	35	山口	2	4	36
12	千葉	1	22	631	36	香川	1	9	228
13	東京都	1	3	1,417	37	愛媛	1	14	286
14	神奈川県	1	13	780	38	徳島	1	10	126
15	山梨	1	1	42	39	高知	1	1	42
16	新潟	1	24	548	40	福岡	1	18	443
17	長野	1	9	200	41	佐賀	1	10	168
18	富山	1	15	327	42	長崎	1	6	94
19	石川	1	12	314	43	熊本	2	14	251
20	福井	1	11	188	44	大分	1	11	216
21	愛知	1	31	896	45	宮崎	1	13	193
22	静岡	1	16	301	46	鹿児島	1	11	224
23	岐阜	1	1	448	47	沖縄	1	4	85
24	三重	1	12	172	合計		50	582	14,545

会員団体：本会に加入している正会員及び準会員

所属団体：正会員または準会員に加入している団体及び会員団体の総称

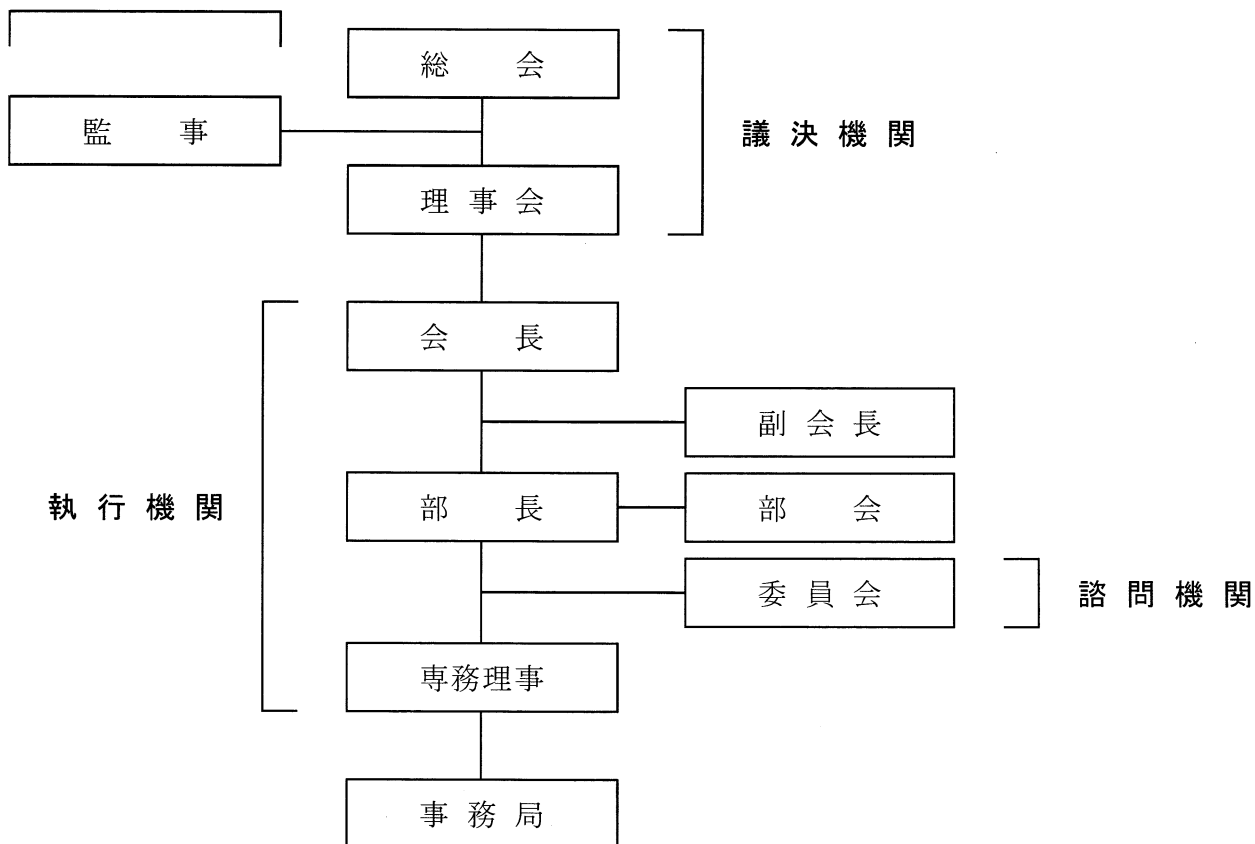
令和5年4月30日現在 但し、※印は基金
(単位：円)

No	組合名	現出資額	No	組合名	現出資額
1	北海道 (連)	5,472,000	31	兵庫県 (連)	7,808,000
2	青森県 (連)	2,672,000	32	広島県 (連)	1,480,000
3	岩手県 (連)	528,000	33	岡山	1,624,000
4	宮城県 (連)	3,208,000	34	山口県 (連)	1,248,000
5	秋田県 (連)	1,664,000	35	山口市	152,000
6	山形県 (連)	3,950,000	36	鳥取県 (連)	488,000
7	福島県 (連)	2,376,000	37	松江	216,000
8	茨城県 (連)	2,160,000	38	愛媛県 (連)	2,888,000
9	栃木県 (連)	5,624,000	39	香川県 (連)	1,088,000
10	群馬	400,000	40	高知	536,000
11	群馬県 (連)	225,000 ※	41	徳島県 (連)	1,096,000
12	埼玉県 (連)	10,048,000	42	福岡県 (連)	6,360,000
13	千葉県 (連)	6,808,000	43	佐賀県 (連)	544,000
14	東京都 (連)	18,968,000	44	長崎県 (連)	1,152,000
15	神奈川県 (連)	11,632,000	45	熊本	1,136,000
16	甲府	584,000	46	熊本県 (連)	150,000 ※
17	新潟県 (連)	2,834,000	47	大分県 (連)	2,938,000
18	長野県 (連)	1,584,000	48	宮崎県 (連)	1,648,000
19	石川県 (連)	2,128,000	49	鹿児島県 (連)	1,608,000
20	福井県 (連)	2,328,000	50	沖縄県 (連)	1,280,000
21	富山県 (連)	2,808,000			
22	愛知県 (連)	9,072,000			
23	静岡県 (連)	3,264,000			
24	岐阜	1,848,000			
25	三重県 (連)	808,000			
26	滋賀県 (連)	888,000			
27	京都府 (連)	2,376,000		合計	157,793,000
28	大阪府 (連)	11,640,000		内訳	
29	奈良県 (連)	1,184,000		出資金	157,418,000
30	和歌山県 (連)	3,272,000		※基金	375,000

I - 1 - 4 運営機構

(1) 組織図

監査機関



(2) 業務執行部門及び常設委員会等

本会の業務執行は6部門（①総務、②経理、③経営、④広報、⑤事業、⑥技術）を、また、常設委員会（①総務、②経理、③経営、④広報、⑤事業、⑥技術）をそれぞれ設置し業務を執行した。また、大規模地震等緊急時に、（公社）日本水道協会救援本部の設置を受け、大規模な支援が必要であると判断した場合には、直ちに全管連救援対策本部を全管連事務局内に設置することとしている。

[全管連救援対策本部]

会 長	藤川幸造		
総務・災害対策担当副会長	原 宣幸	技術担当副会長	穂刈泰男
総務部長	岩野隆一	技術部長	松本正美
総務副部長	工藤光明	技術副部長	茗荷谷 豊
災害対策担当理事	松原文司	服部愛一郎	津村憲志 工藤光明
専務理事	粕谷明博	事務局長	上田忠幸

第32期 常設委員 会

- 会 長: 藤川幸造(富山県連)
- 筆頭副会長: 白倉進(千葉県連)
- 副 会 長: 佐藤安幸(北海道連)、佐々木英樹(岩手県連)、大熊泰雄(埼玉県連)、宮崎文雄(東京都連)、原 宣幸(神奈川県連)、加藤大二(新潟県連)、
穂刈泰男(愛知県連)、馬場博嗣(京都府連)、前田隆司(大阪府連)、角田壽郎(兵庫県連)、高橋 肇(岡山県)、櫻井健吾(愛媛県連)、藤 成徳(福岡県連)、岩永堅之進(長崎県連)

No.	部門	担当副会長	部長	副部长	委員長	副委員長	委 員					
1	総務	原 宣 (神奈川県連)	岩 野 隆 (東京都連)	工 藤 光 (熊本県連)	篠 野 義 (徳島県連)	山 崎 正 (長野県連)	池 田 篤 司(北海道連)	坂 本 憲 昭(青森県連)	井 上 環 行(宮城県連)	富 田 雄 博(福井県連)	水 野 博 巳(奈良県連)	
2	経 理	岩 永 堅之進 (長崎県連)	石 田 賢 (茨城県連)	松 原 文 (福島県連)	村 田 信 吾(北海道連)	五 十 嵐 (東京都連)	中 村 勝 (栃木県連)	川 島 吉 博(岐阜県協)	鈴 木 賢 治(千葉県連)	奥 村 昇 三(京都府連)		
3	経 営	馬 場 博嗣 (京都府連)	和 田 均 (栃木県連)	小 柳 潤 (新潟県連)	荒 尾 浩 充(福岡県連)	川 晶 (岐阜県協)	白 田 眞 人(山形県連)	池 田 好 男(茨城県連)	小 松 隆 弘(千葉県連)	木 村 之 彦(大阪府連)		
4	広 報	宮 崎 文 雄(東京都連)	藤 原 和 (三重県連)	石 田 隆 (神奈川県連)	岡 田 章 (埼玉県連)	志 村 憲 (大阪府連)	阿 部 聡 (北海道連)	太 田 博 之(秋田県連)	岡 本 和 也(千葉県連)	岡 田 明 彦(岐阜県協)	福 山 康 洋(鹿児島県連)	
5	事 業	藤 成 徳 (福岡県連)	鹿 野 淳 (山形県連)	高 原 豊 (広島県連)	渡 辺 才 司(東京都連)	宮 本 正 一(愛媛県連)	若 藤 聡 (北海道連)	後 閑 正 裕(群馬県協)	中 嶋 栄 一(神奈川県連)	坂 明 憲 (愛知県連)	北 野 伸 昭(松江)	
6	技 術	穂 刈 泰 男(愛知県連)	松 本 正 美(東京都連)	茗 荷 谷 豊(石川県連)	大 橋 保 鎌(栃木県連)	鎌 田 幸 太郎(静岡県連)	龍 後 英 幸(北海道連)	鶴 田 勇 (埼玉県連)	新 家 功 一(東京都連)	宇 田 川 俊 宏(鳥取県連)	織 戸 和 彦(大分県連)	熊 野 建 城(技術参与)

災害対策担当理事: 原 宣幸(神奈川県連)、松原文司(福島県連)、服部愛一郎(静岡県連)、津村憲志(大阪府連)、工藤光明(熊本県連)
代表監事: 木村 平(東京都連)、監事: 関根州一(埼玉県連)、小関正幸(千葉県連)、渡邊宇之助(神奈川県連)、安井 健(愛知県連)、福田悦雄(員外)

I-1-5 機 関

(1) 理事、監事

令和4年度の本会の理事・監事は次のとおりである。

No.	役 職	氏 名	組 合 名	No.	役 職	氏 名	組 合 名
1	会 長	藤 川 幸 造	富山県連	38	理 事	岡 本 和 也	千葉県連
2	筆頭副会長	臼 倉 進	千葉県連	39	〃	小 松 隆 弘	〃
3	副 会 長	佐 藤 安 幸	北海道連	40	〃	鈴 木 賢 治	〃
4	〃	佐々木 英 樹	岩手県連	41	〃	石 田 隆	神奈川県連
5	〃	大 熊 泰 雄	埼玉県連	42	〃	中 嶋 栄 一	〃
6	〃	宮 崎 文 雄	東京都連	43	〃	丸 山 晴 雄	〃
7	〃	原 宣 幸	神奈川県連	44	〃	雨 宮 正	甲 府
8	〃	加 藤 大 二	新潟県連	45	〃	五十嵐 隆	東京都連
9	〃	穂 刈 泰 男	愛知県連	46	〃	上 杉 貴 志	〃
10	〃	馬 場 博 嗣	京都府連	47	〃	新 家 功 一	〃
11	〃	前 田 隆 司	大阪府連	48	〃	渡 辺 才 司	〃
12	〃	角 田 壽 郎	兵庫県連	49	〃	星 野 護	〃
13	〃	高 橋 肇	岡 山	50	〃	小 柳 潤 一	新潟県連
14	〃	櫻 井 健 吾	愛媛県連	51	〃	金 内 義 久	〃
15	〃	藤 成 徳	福岡県連	52	〃	山 崎 正 寛	長野県連
16	〃	岩 永 堅之進	長崎県連	53	〃	柴 田 有 彦	富山県連
17	専務理事	粕 谷 明 博	員 外	54	〃	北 川 雅一朗	石川県連
18	部長(総務)	岩 野 隆 一	東京都連	55	〃	茗 荷 谷 豊	〃
19	〃(経理)	石 田 賢 司	茨城県連	56	〃	富 田 行 雄	福井県連
20	〃(経営)	和 田 均	栃木県連	57	〃	小 池 勝	愛知県連
21	〃(広報)	藤 原 和 彦	三重県連	58	〃	石 田 博 巳	〃
22	〃(事業)	鹿 野 淳 一	山形県連	59	〃	大 野 茂	〃
23	〃(技術)	松 本 正 美	東京都連	60	〃	坂 明 憲	〃
24	理 事	村 田 信 吾	北海道連	61	〃	鎌 田 幸太郎	静岡県連
25	〃	龍 後 英 幸	〃	62	〃	服 部 愛一郎	〃
26	〃	坂 本 憲 昭	青森県連	63	〃	荒 川 晶 一	岐 阜
27	〃	井 上 環	宮城県連	64	〃	岡 田 明 彦	〃
28	〃	太 田 博 之	秋田県連	65	〃	川 島 吉 博	〃
29	〃	白 田 眞 人	山形県連	66	〃	谷 口 学	滋賀県連
30	〃	松 原 文 司	福島県連	67	〃	奥 村 昇 三	京都府連
31	〃	池 田 好 男	茨城県連	68	〃	津 村 憲 志	大阪府連
32	〃	大 橋 保	栃木県連	69	〃	木 村 之 彦	〃
33	〃	中 村 勝	〃	70	〃	水 野 博 巳	奈良県連
34	〃	後 閑 正 裕	群 馬	71	〃	小 向 俊 和	和歌山県連
35	〃	岡 田 章	埼玉県連	72	〃	南 方 節 也	〃
36	〃	中 村 猛	〃	73	〃	高 井 豊 司	兵庫県連
37	〃	鴫 田 勇	〃	74	〃	原 田 猛	〃

No.	役職	氏名	組合名	No.	役職	氏名	組合名
75	理事	高原 豊明	広島県連	87	理事	工藤 光明	熊本県連
76	〃	吉川 純弘	〃	88	〃	横山 英生	〃
77	〃	宇田川 俊宏	鳥取県連	89	〃	織戸 和彦	大分県連
78	〃	北野 伸昭	松江	90	〃	前田 昭彦	宮崎県連
79	〃	仲田 泰弘	山口県連	91	〃	福山 康洋	鹿児島県連
80	〃	中川 悟	香川県連	92	〃	仲田 一郎	沖縄県連
81	〃	宮本 正一郎	愛媛県連				
82	〃	篠野 義秀	徳島県連	1	監事(代表)	木村 平	東京都連
83	〃	岡崎 恒之	高知	2	監事	関根 州一	埼玉県連
84	〃	松尾 浩充	福岡県連	3	〃	小関 正幸	千葉県連
85	〃	林 和義	〃	4	〃	渡邊 宇之助	神奈川県連
86	〃	原田 恵三	佐賀県連	5	〃	安井 健	愛知県連
				6	〃	福田 悦雄	員外

(2) ブロック担当副会長、支部長

令和4年度の本会ブロック担当副会長、支部長は次のとおりである。

全管連・ブロック掌握機関及び支部一覧表

No	ブロック 掌握機関	ブロック 担当副会長	No	都道府県支部	都道府県支部長
1	北海道 ブロック	佐藤 安幸	1	北海道道央支部	池田 篤司
			2	〃 道東支部	阿部 聡
			3	〃 道西支部	村田 信吾
			4	〃 道南支部	斉藤 聡
			5	〃 道北支部	龍後 英幸
2	東北 ブロック	佐々木 英樹	6	青森県支部	坂本 憲昭
			7	岩手県支部	佐々木 英樹
			8	宮城県支部	井上 環
			9	秋田県支部	太田 博之
			10	山形県支部	鹿野 淳一
			11	福島県支部	松原文 司

	ブロック 掌握機関	ブロック 担当副会長	No	都道府県支部	都道府県支部長
3	関東 ブロック	白 倉 進	12	茨城県支部	石 田 賢 司
			13	栃木県支部	和 田 均
			14	群馬県支部	後 閑 正 裕
			15	埼玉県支部	大 熊 泰 雄
			16	千葉県支部	白 倉 進
			17	神奈川県支部	原 宣 幸
			18	山梨県支部	雨 宮 正
4	東京 ブロック	宮 崎 文 雄	19	東京都支部	宮 崎 文 雄
5	北信越 ブロック	加 藤 大 二	20	新潟県支部	加 藤 大 二
			21	長野県支部	山 崎 正 寛
			22	富山県支部	柴 田 有 彦
			23	石川県支部	北 川 雅 一 朗
			24	福井県支部	富 田 行 雄
6	中部 ブロック	穂 刈 泰 男	25	愛知県支部	穂 刈 泰 男
			26	静岡県支部	鎌 田 幸 太 郎
			27	岐阜県支部	荒 川 晶 一
			28	三重県支部	藤 原 和 彦
7	近畿 ブロック	前 田 隆 司	29	滋賀県支部	谷 口 学
			30	京都府支部	馬 場 博 嗣
			31	大阪府支部	前 田 隆 司
			32	奈良県支部	水 野 博 巳
			33	和歌山県支部	小 向 俊 和
			34	兵庫県支部	角 田 壽 郎
8	中国 ブロック	高 橋 肇	35	岡山県支部	高 橋 肇
			36	広島県支部	高 原 豊 明
			37	鳥取県支部	宇 田 川 俊 宏
			38	島根県支部	北 野 伸 昭
			39	山口県支部	仲 田 泰 弘
9	四国 ブロック	櫻 井 健 吾	40	香川県支部	中 川 悟
			41	愛媛県支部	櫻 井 健 吾
			42	徳島県支部	篠 野 義 秀
			43	高知県支部	岡 崎 恒 之

No	ブロック 掌握機関	ブロック 担当副会長	No	都道府県支部	都道府県支部長
10	九州 ブロック	藤 成 徳	44	福岡県支部	藤 成 徳
			45	佐賀県支部	原 田 恵 三
			46	長崎県支部	岩 永 堅 之 進
			47	熊本県支部	工 藤 光 明
			48	大分県支部	織 戸 和 彦
			49	宮崎県支部	前 田 昭 彦
			50	鹿児島県支部	福 山 康 洋
			51	沖縄県支部	仲 田 一 郎

(3) 名誉会長、相談役、技術参与

1) 名誉会長

大 澤 規 郎 (埼玉県連)

2) 相談役

渡 辺 皓 (宮城県連)

3) 技術参与 (五十音順)

阿 部 弘 之 (東京都立多摩職業能力開発センター 訓練課課長代理)

熊 野 建 城 (元東京都水道局 北部支所配水課長)

鈴 木 慶 一 (元(公社)日本水道協会 工務部長)

永 井 康 敏 (元横浜市水道局 給水部長)

安 田 一 章 (元(公社)日本水道協会 品質認証センター 品質管理課長)

(4) 事務局 (常勤役員・職員)

専 務 理 事 粕 谷 明 博 主 任 依 田 仁 朗

事 務 局 長 上 田 忠 幸 " 阿 蘇 千 寿 子

事 務 局 次 長 佐 藤 良 浩 " 仲 村 信 慶

経 理 ・ 事 業 課 長 鈴 木 都 久 生 職 員 小 島 美 代 子

調 査 役 松 本 淳 司 " 吉 田 大 地

(令和4年7月11日採用)

I-1-6 賛助会員

(令和5年4月30日現在)

No	会 社 名	所 在 地	No	会 社 名	所 在 地
1	(株)アイテック	新 潟 ・ 上 越 市	38	第一環境(株)	東 京 ・ 港 区
2	(株)アイビージェイ	東 京 ・ 澁 谷 区	39	大成機工(株)	大 阪 ・ 大 阪 市
3	(株)アカギ	" ・ 中 央 区	40	(株)竹村製作所	長 野 ・ 長 野 市
4	アサダ(株)	愛 知 ・ 名 古 屋 市	41	(株)タブチ	大 阪 ・ 大 阪 市
5	アルミ複合ポリエチレン管協会 (令和5年4月28日退会)	東 京 ・ 千 代 田 区	42	月島テクノメンテサービス(株)	東 京 ・ 江 東 区
			43	(株)テクノフレックス	" ・ 台 東 区

No	会 社 名	所 在 地	No	会 社 名	所 在 地
6	アンデス産業㈱	〃 ・ 墨 田 区	44	㈱デック	神奈川・ 横 浜 市
7	㈱ウーベル保険事務所	〃 ・ 中 央 区	45	テラル㈱	東 京・ 文 京 区
8	㈱ウォーターエージェンシー	〃 ・ 新 宿 区	46	東京水道㈱	〃 ・ 新 宿 区
9	A I G 損 害 保 険 ㈱ (令和5年2月入会)	〃 ・ 港 区	47	T O T O ㈱	〃 ・ 港 区
10	㈱エージェンシーソフト	〃 ・ 千 代 田 区	48	東洋バルヴ㈱	〃 ・ 中 央 区
11	㈱FMバルブ製作所	〃 ・ 文 京 区	49	東横システム㈱	〃 ・ 大 田 区
12	塩化ビニル管・継手協会	〃 ・ 港 区	50	西尾レントオール㈱	大 阪・ 大 阪 市
13	大阪ガス㈱	大 阪・ 大 阪 市	51	㈱日水コン	東 京・ 新 宿 区
14	兼工業㈱	愛 知・ 小 牧 市	52	㈱日邦バルブ	長 野・ 松 本 市
15	㈱川西水道機器	香 川・ 綾 歌 郡	53	日本水工設計㈱	東 京・ 中 央 区
16	㈱キッツ	千 葉・ 千 葉 市	54	日本水道鋼管協会	〃 ・ 千 代 田 区
17	キャタピラージャパン(同)	神奈川・ 横 浜 市	55	(一社)日本ダクタイル鉄管協会	〃 ・ 千 代 田 区
18	㈱クボタ	東 京・ 中 央 区	56	日本フローセル㈱	〃 ・ 港 区
19	㈱クボタ建設 (令和4年5月入会)	大 阪・ 大 阪 市	57	日本ヘルメチックス㈱	〃 ・ 品 川 区
20	栗本商事㈱	〃 ・ 大 阪 市	58	配水用ポリエチレンパイプシステム協会	〃 ・ 千 代 田 区
21	㈱K V K	岐 阜・ 加 茂 郡	59	橋本総業㈱	〃 ・ 中 央 区
22	㈱建築資料研究社／日建学院 (令和4年5月入会)	東 京・ 豊 島 区	60	㈱パロマ	愛 知・ 名 古 屋 市
23	㈱小泉	〃 ・ 杉 並 区	61	㈱日立産機システム	東 京・ 千 代 田 区
24	㈱光明製作所	大 阪・ 和 泉 市	62	フジ地中情報㈱	〃 ・ 港 区
25	コスモ工機㈱	東 京・ 港 区	63	フジテコム㈱	〃 ・ 千 代 田 区
26	㈱小松製作所	〃 ・ 港 区	64	㈱フソウ (令和4年5月入会)	〃 ・ 中 央 区
27	㈱笹川電機商会	新 潟・ 新 潟 市	65	㈱プラスバイプラス	大 阪・ 大 阪 市
28	JFEエンジニアリング㈱	神奈川・ 川 崎 市	66	㈱ブリヂストン	神奈川・ 横 浜 市
29	㈱清水合金製作所	滋 賀・ 彦 根 市	67	ベルソフトウェア㈱	〃 ・ 川 崎 市
30	㈱ジャパンエキスパートシステム	東 京・ 港 区	68	前澤化成工業㈱	東 京・ 中 央 区
31	㈱昭和螺旋管製作所	〃 ・ 北 区	69	前澤給装工業㈱	〃 ・ 目 黒 区
32	水道マッピングシステム㈱	〃 ・ 新 宿 区	70	㈱松阪鉄工所	三 重・ 津 市
33	水 i n g ㈱	〃 ・ 港 区	71	㈱丸互	新 潟・ 上 越 市
34	積水化学工業㈱	〃 ・ 港 区	72	㈱ミナミサワ	長 野・ 長 野 市
35	(一社)全国設備業DX推進会	〃 ・ 千 代 田 区	73	メタウォーター㈱	東 京・ 千 代 田 区
36	㈱全日出版社	〃 ・ 澁 谷 区	74	㈱大和バルブ	〃 ・ 品 川 区
37	損害保険ジャパン㈱	〃 ・ 新 宿 区	75	㈱L I X I L	〃 ・ 品 川 区
			76	レッキス工業㈱	大 阪・ 東 大 阪 市
			77	渡辺パイプ㈱	東 京・ 中 央 区

I-1-7 施設の設置状況

- (1) 事務所 東京都豊島区北大塚3-30-10
- (2) 名称 全管連会館
- (3) 構造等 鉄骨造 地上4階建 制震構造、建築面積163.37㎡、延べ面積622.40㎡
- (4) 取得年月 昭和52年11月（新会館竣工：平成31年2月）
- (5) 貸室 4階 渡辺パイプ(株)、1階 (株)フロンテ（ともに平成31年4月入居）

I-2 その他組合の状況に関する重要な事項

I-2-1 功労者表彰

(1) 叙勲、国家褒章、大臣表彰

1) 叙勲

①令和4年秋（発令 令和4年11月3日）

（国土交通省関係）

旭日双光章 松原文司（福島県連）

瑞宝単光章 青木 敬（山形県連） 菅原守伸（秋田県連）

②令和5年春（発令 令和5年4月29日）

（国土交通省関係）

旭日双光章 櫻井健吾（愛媛県連） 工藤光明（熊本県連） 小玉隆夫（松江）

瑞宝単光章 酒井聡也（香川県連） 嵯峨純悦（秋田県連） 山本和久（岡山）

2) 国家褒章

①令和4年秋（発令 令和4年11月3日）

（国土交通省関係）

黄綬褒章 高橋 肇（岡山）

②令和5年春（発令 令和5年4月29日）

（国土交通省関係）

黄綬褒章 佐々木英樹（岩手県連） 星 進（宮城県連）

3) 大臣表彰・感謝状

①国土交通大臣表彰

・令和4年建設事業関係（令和4年7月10日）

〔功労者〕

宮崎文雄（東京都連） 岩野隆一（東京都連） 白田真人（山形県連）

須藤朗孝（青森県連） 佐藤政志（宮城県連） 大崎裕士（滋賀県連）

西岡康夫（兵庫県連） 山本行雄（京都府連） 田本 稔（松江）

満留勝己（熊本県連）

②厚生労働大臣表彰

・水道関係功労者（令和4年11月25日）

石井正治（東京都連） 林部純一郎（東京都連） 白川忠澄（香川県連）

〃 （令和5年1月17日）

渡邊宇之助（神奈川県連） 岡田明彦（岐阜）

〃 （令和5年2月18日）

- 越智道人（愛媛県連） 河原 清（愛媛県連） 三原光孝（愛媛県連）
- ・技能検定関係功労者（令和4年11月17日）
武藤 守（福島県連） 金子和臣（埼玉県連）
 - ・卓越した技能者〔現代の名工〕（令和4年11月14日）
阿部弘之（技術参与）

③厚生労働大臣感謝状

- 新居浜市管工事業協同組合（50周年）
- （2）優秀施工者国土交通大臣顕彰（令和4年10月18日）
木村光伸（東京都連） 久富徹也（徳島県連）
 - （3）青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰（令和4年10月18日）
中谷久信（徳島県連）
 - （4）国土交通省不動産・建設経済局長表彰（令和4年10月1日・浄化槽関係事業功労）
篠宮博幸（愛媛県連） 村上和志（愛媛県連）
 - （5）全管連表彰（令和4年7月4日）
全管連表彰規程第2条 組合員に対する表彰（126名）
全管連表彰規程第3条 組合員たる法人の役員及び従業員に対する表彰（280名）
全管連表彰規程第4条 組合職員に対する表彰（26名）

I-2-2 関連諸団体への役員・委員等の委嘱

No	官庁・団体	役職名	氏名
1	<国> 国土交通省 管工事施工管理技術検定委員会 建設業の一人親方問題に関する検討会	委 員	藤川幸造
		〃	和田 均
2	<独立行政法人> 独立行政法人 勤労者退職金共済機構	評 議 員	藤川幸造
3	<財団法人> (公財) 給水工事技術振興財団	理 事	藤川幸造
		〃	原 宣幸
		〃	宮崎文雄
		評 議 員	佐藤安幸
		〃	鹿野淳一
		〃	穂刈泰男
		〃	前田隆司
		〃	高橋 肇
	機関誌編集委員会 給水装置工事技術に関する調査研究助成課題選考委員会	委 員	石田 隆
		〃	粕谷明博

19	「浄化槽の日」実行委員会 企画委員会	運営委員 委員 〃	仲村信慶 粕谷明博 〃
20	浄化槽中央連絡協議会	副会長 理事 〃 監事	加藤大二 大熊泰雄 松本淳司 粕谷明博
21	登録配管基幹技能者講習 講習委員会 講習運営委員会	副委員長 委員 〃 委員長 委員 〃	中川 悟 安田一章 松本淳司 安田一章 阿部弘之 仲村信慶
22	日本水フォーラム	理事	粕谷明博

I-2-3 全国管工事業協同組合連合会青年部協議会

(平成9年設立)

(1) 令和4年度事業

テーマ「風をよむ力」

〔総務部会〕① 通常総会開催事業 第26回通常総会

② 広報関連事業Ⅰ I. 「アヒルのたまご」の発刊

〃 II. 「全管連ジャーナル」への寄稿

〃 III. ホームページの更新

〃 IV. 環境問題研究事業報告書の作成

③ 広報関連事業Ⅱ 全管連総会PR事業、周年事業への参加、相談員の派遣

〔事業部会〕④ 会員交流事業 会員研修交流事業

⑤ 災害対策事業 SNS等を活用した事業

⑥ 担い手育成事業 担い手育成事業案に基づく事業の進行、各種体験事業等

(2) 全管連 藤川幸造会長との座談会

①日 時 令和5年2月9日 ②場 所 品川プリンスホテル

③テーマ 「管工事業界の魅力アップ 青年部の役割と想い」

④司 会 全管連 粕谷明博専務理事

⑤出席者 太田勝晶（川崎市）、廣田勝義（宇都宮市）、宮澤祐輔（名古屋市）、
岩永貴之（長崎市）、神谷晴江（東京都）

・管工事業界の喫緊の課題の一つである担い手不足の解消などについて、青年部協議会におけるこれまでの活動と現在の取り組み、そして未来を担う次世代技術者・技能者育成への思いなどの意見を交わした。藤川会長より「若い経営者から素晴らしい発想を聞いた。皆さんには将来全管連を担っていただくので、またこのような場で意見交換を行い、業界がより良い方向に進んでいければと考えている。」と激励をいただいた。

※「日本水道新聞3/6発行に掲載～担い手不足解消へ 管工事の魅力発信～」

(3) 会員名簿（期間中移動：加入1、脱退0）

令和4年度は、米沢市管工事協同組合青年部会が新規加入した（第132回理事会 令和4.5.21）。

No	都道府 県 名	会 員 団 体 名	構 成 員 数
1	北海道	北海道管工事業協同組合連合会青年部協議会	133名
2	青 森	青森県管工事業協同組合連合会青年部協議会	94名
3	岩 手	岩手県管工事業協同組合連合会青年部連絡協議会	12名
4	宮 城	宮城県管工業協同組合青年部連絡協議会	27名
5	秋 田	秋田管工事業協同組合青年部協議会	17名
6	山 形	山形市管工事協同組合青年部	18名
7	〃	米沢市管工事協同組合青年部会	19名
8	福 島	福島県管工事協同組合連合会青年部	150名
9	栃 木	宇都宮市管工事業協同組合青年部会	22名
10	埼 玉	埼玉県管工事業協同組合連合会青年部協議会	98名
11	神奈川	横浜市管工事協同組合青年部	30名
12	〃	神奈川県管工事業協同組合青年部	59名
13	〃	川崎市管工事業協同組合青年部会	24名
14	東 京	東京都管工事工業協同組合青年部長協議会	279名
15	新 潟	新潟市管工事業協同組合青年部	29名
16	富 山	富山県管工事業協同組合連合会青年部	61名
17	石 川	石川県管工事協同組合青年部会	24名
18	愛 知	名古屋市指定水道工事店協同組合青年部会	54名
19	京 都	京都府管工事工業協同組合青年会	21名
20	和歌山	和歌山市管工事業協同組合青年部	30名
21	兵 庫	兵庫県管工事業協同組合連合会青年部協議会	57名
22	岡 山	岡山市管工設備協同組合青年部	17名
23	広 島	広島市指定上下水道工事業協同組合青年部会	18名
24	〃	福山管工事協同組合青年部	14名
25	香 川	高松市上下水道工事業協同組合青年部会	21名
26	愛 媛	愛媛県管工事協同組合連合会青年部連絡協議会	12名
27	徳 島	徳島市指定上下水道工事店協同組合青年部	12名
28	高 知	高知市管工事設備業協同組合青年部委員会	6名
29	福 岡	福岡市管工事協同組合青年部会	27名
30	長 崎	長崎市管工業協同組合青年部	11名
31	熊 本	熊本市管工事協同組合青年部会	35名
32	大 分	大分市管工事協同組合青年部会	18名
		合計	1,449名

(4) 役員一覧（理事31名、監事2名）

No	役職	氏名	所属組合
1	会長	太田 勝晶	川崎市管工事業協同組合青年部会
2	総括副会長	高橋 智彦	岩手県管工事業協同組合連合会青年部連絡協議会
3	総務担当副会長	林 誠	熊本市管工事協同組合青年部会
4	事業担当副会長	廣田 勝義	宇都宮市管工事業協同組合青年部会
5	総務部会長	安宅 弘明	高知市管工事設備業協同組合青年部委員会
6	事業部会長	小野 剛	大分市管工事協同組合青年部会
7	総務副部会長	三原 忍	石川県管工事協同組合青年部会
8	事業副部会長	田母神 友梨	東京都管工事工業協同組合青年部長協議会
9	理事	臼谷 翔太	北海道管工事業協同組合連合会青年部協議会
10	〃	村上 拓世	青森県管工事業協同組合連合会青年部協議会
11	〃	本山 泰督	宮城県管工業協同組合青年部連絡協議会
12	〃	高橋 洋平	秋田管工事業協同組合青年部協議会
13	〃	深瀬 継人	山形市管工事協同組合青年部
14	〃	鈴木 俊郎	米沢市管工事協同組合青年部会
15	〃	立花 達朗	福島県管工事協同組合連合会青年部
16	〃	増田 喬歳	埼玉県管工事業協同組合連合会青年部協議会
17	〃	田中 顕輔	横浜市管工事協同組合青年部
18	〃	本田 泰章	神奈川県管工事業協同組合青年部
19	〃	井戸村 友正	新潟市管工事業協同組合青年部
20	〃	松下 智洋	富山県管工事業協同組合連合会青年部
21	〃	宮澤 祐輔	名古屋市指定水道工事店協同組合青年部会
22	〃	加藤 友幸	京都府管工事工業協同組合青年会
23	〃	中西 敏揮	和歌山市管工事業協同組合青年部
24	〃	東 健太郎	兵庫県管工事業協同組合連合会青年部協議会
25	〃	田口 貴裕	岡山市管工設備協同組合青年部
26	〃	迫田 邦彦	広島市指定上下水道工事業協同組合青年部会
27	〃	高木 亮輔	高松市上下水道工事業協同組合青年部会
28	〃	木村 豪宏	愛媛県管工事協同組合連合会青年部連絡協議会
29	〃	小松 広和	徳島市指定上下水道工事店協同組合青年部
30	〃	毛利 崇志	福岡市管工事協同組合青年部会
31	〃	岩永 貴之	長崎市管工業協同組合青年部
1	監事	石山 健人	横浜市管工事協同組合青年部
2	〃	神谷 晴江	東京都管工事工業協同組合青年部長協議会

I-3 全管連組織等の見直し及び定款等の一部改正等について

I-3-1 組織見直し検討の経緯

創立60周年を機にこれからの管工事業、全管連の目指すべき方向を盛り込んだ「全管連ビジョン2020」

に基づく組織の見直しと体制強化について検討を行い、最終とりまとめ案が第349回理事会（令和4年1月17日）において承認され、また中小企業等協同組合法施行規則等の改正（令和3年5月14日施行）に伴い、令和4年6月15日開催の臨時総会で定款・規約の改正等を行い、令和5年7月3日の通常総会から施行することとなった。組織見直しの内容は下記である。

I-3-2 組織見直しのポイント事項

①役員数について

定款における理事定数は60人以上75人以内とし、都道府県支部への理事割当数については、各都道府県1名の割当と所属企業数に応じた割当の併用方式とする。具体的な理事割当については、65名程度を目安としつつ、現行理事数から大きく減る支部については割当人数増を行う。また、都道府県支部における地域の状況についても必要に応じ勘案する。監事人数は1名減とする。青年部代表にはオブザーバとして理事会等への出席を求める。

②副会長について

定款における副会長数は10名以内とし、会長が指名し理事会で選出する。具体的な人数については会長の判断による。当面は業務運営上の6部門を担当する副会長と筆頭副会長の7名とする考え方が主流であるが、6部門の責任者を部長とし、副会長は数名で良いとの意見もある。ブロック担当副会長制は廃止するが、ブロック代表としてのブロック長制を復活させる。理事会への議案付議等についての最終審議を行うため、正副会長ブロック長部会長会議を開催するものとする。

③部会・委員会について

6部門の委員会は廃止し、部会に一本化する。北海道の支部長を含め各理事はいずれかの部会に所属する。6部門横断的な事項及び本会の総合的業務の企画等について議論・調整を行う場を設ける必要がある。

④出資金額の差異について

少なくとも全管連会館建設時の借入金返済の目途がつくまでは出資金の一部返還は難しいという認識で一致した。都道府県支部における所属業者数の増減により結果として一社当たりの出資金額に差異が生じているが、それに対応して義務的に出資金額の調整（返還又は徴収）を行う必要はないという意見が大勢である。出資金額に差異があることによる不公平感について、例えば出資配当を行うこと等によりその検討をする必要がある。

I-3-3 定款・規約等改正のポイント

○定款

- ・第24条 役員数80～95を60～75とする。実際の理事数に上下限とも若干の余裕を確保
- ・第26条 員外理事の上限を5人とする
- ・第28条 副会長を10人以内とする
- ・第51条 当面は空振り規定であるが、今後、特別の課題に関し、委員会を設置する場合もあるため、委員会に関する条文は残す。
- ・その他 「資本剰余金」、「バーチャルオンリー総会」の規定等について最近の標準定款例等に倣い規定、改正する

○業務運営に関する規約

- ・「部」を「部会」とする
- ・各理事は原則としていずれかの部会に所属する
- ・部会に担当副会長、部会長、副部会長2名をおく
- ・部会横断的な事項を審議するため「会長・副会長会」の規定を設ける

○担当副会長制に関する規約

- ・業務運営に関する規約に含まれることに伴い廃止する

○委員会規約

・常設委員会は部会に一本化されることに伴い、特別の案件審議のために委員会が設置されることとなる。それに対応した内容に変更する

○支部に関する規約

- ・ブロック担当副会長を置く規定をブロック長を置くと規定に改正する
- ・それに伴う文言修正を行う

○賛助会員規約、青年部規約

- ・定款の条ずれに伴う改正を行う

I-4 塗料認証の不適切行為に係る日本水道協会の対応

令和4年1月11日に発覚した神東塗料株式会社による日本水道協会規格の認証不適正取得事案については、全管連所属企業においても工事一時中止等により影響を被った者が少なくなかった。この塗料認証の不適切行為に対して、事実確認、原因究明及び再発防止対策を日本水道協会及び常設されている認証審査委員会にて取りまとめ、令和4年6月1日の早期対策より段階的に実施し、中期対策を検討中である（令和5年3月22日現在）。主な再発防止対策は、(1) 認証制度の改革（故意による不正の防止、チェック機能の強化）、(2) 日本水道協会規格の改正となっている。←最新内容に随時修正

I-5 ウクライナ人道危機救援金への寄付

藤川会長は、7月18日東京都港区の日本赤十字社を訪れ、標記救援金へ100万円を寄付した。この寄付金は、ウクライナや近隣国における避難所の設置や救援物資（飲料水等）の配布、医療支援、子どもたちの心のケアなど、命と安全を守るための緊急支援に充てられる。

I-6 故安倍晋三元首相の国葬儀への参列

9月27日、東京都千代田区の日本武道館において故安倍晋三元首相の国葬儀が執り行われ、秋篠宮ご夫妻をはじめとする皇族方、岸田文雄首相ら三権の長、海外の要人、各界関係者ら約4,200人が参列した。水道事業関係者の長として参列した藤川会長も献花を捧げた。

I-7 斉藤国土交通大臣、石井国土交通副大臣への表敬訪問

藤川会長は、令和5年3月22日斉藤鉄夫国土交通大臣を表敬訪問した。これは広島県連の高原豊明理事長の尽力により実現したもの。公明党の上水道懇話会の先生方への感謝の意を伝えて、令和6年度に予定されている水道行政の移管において、下水道工事に係る行政を担ってこられた国土交通省への移管ということで管工事業界としても水道関係予算や体制の確保についても期待を強く寄せている。一方で災害時の応急復旧応援体制の維持が懸念され若者に魅力ある業界にすることが不可欠っていると管工事業界の課題等を説明した。斉藤大臣からは、建設業界はそれぞれ課題を抱える中、各業種とも潜在パワーもある。ライフライン維持のために管工事業界も頑張りたいとの激励をいただいた。

また、令和4年12月14日秋田県連太田博之理事長の尽力により、石井浩郎国土交通副大臣を表敬訪問し、同様に水道行政移管に関する要望内容を説明した。水道行政の国土交通省への移管後において、

十分な人員、予算等が措置されるようご配慮いただきたい。また、会員数が激減しており今後の応急復旧体制維持が懸念されるので、平常時から管工事業者に対し適正利潤、適正工期に配慮した工事が発注されるよう諸施策を講じていただきたいと要望した。石井副大臣は、災害時に水を復旧させる皆さんは地域の守り手。皆さんが誇りを持って仕事をしてほしい。水道関係の人員の確保は国交省も考えていかなければならないと述べられた。

I-8 田畑議員との座談会

令和5年4月13日、自由民主党厚生労働部会長 田畑裕明衆議院議員をお招きして座談会「管工事業界の女性定着に向けて」を行った。管工事業界の印象・課題、少子化、家事・育児との両立など男女を問わず誰もが働きやすい業界を目指すにはどのようにすればよいかなどの意見交換を行った。

出席者：田畑裕明衆議院議員（富山県第1区）、藤川幸造会長（富山県連会長）、藤原和彦理事・広報部長（三重県連会長）、田母神友梨氏（㈱上杉設備 全管連青年部協議会）、神谷晴江氏（神谷設備工業㈱ 全管連青年部協議会）、小野仁美氏（㈱小泉中央 城東営業所）、酒井 誠氏（㈱小泉 営業本部業務推進部課長）、粕谷明博専務理事

I-9 斉藤国土交通大臣との政策要望懇談・名刺交換会

斉藤国交大臣との政策要望懇談・名刺交換会が長野県、静岡県、新潟県において開催され、管工事業界を代表して山崎正寛長野県連会長、金澤久仁彦長野市組合理事長、鎌田幸太郎静岡県連理事長、加藤大二新潟県連理事長の各支部長らが出席し、水道関係予算確保及び働き方改革等の対応について要望を行った。

I-10 自由民主党水道事業促進議員連盟、公明党上水道・簡易水道整備促進議員懇話会

平成25年11月に自由民主党有志により設立された水道事業促進議員連盟（自民党水道議連）は、今年で10年目を迎えた。また、同じ与党である公明党には、上水道・簡易水道整備促進議員懇話会（公明党水道懇話会）が設立されている。本会では、引き続き両団体との連携を図りつつ、主に以下の活動を行った。

- 令和4年6月 自民党本部において開催された自民党水道議連第17回総会に出席
- 7月 自民党水道議連・田村憲久会長、田畑裕明議員、公明党水道懇話会・大口善徳会長を表敬訪問し意見交換を実施
- 同月 自民党水道議連・盛山正仁幹事長、務台俊介事務局長、足立敏之議員、野上浩太郎議員を表敬訪問
- 9月 自民党本部において開催された自民党水道議連第18回総会に出席
- 11月 衆議院第一議員会館において開催された公明党水道懇話会による政策要望懇談会に出席
- 令和5年2月 自民党水道議連・田村憲久会長、盛山正仁幹事長、務台俊介事務局長、足立敏之議員、公明党水道懇話会・大口善徳会長、横山信一幹事長、山崎正恭幹事を表敬訪問し意見交換を実施
- 同月 自民党本部において開催された自民党水道議連第19回総会に出席

なお、自民党水道議連は衆議院議員・田村憲久会長のもと155名が名を連ね、大口善徳会長（衆議院議員）率いる公明党水道懇話会には51名が参画している。

II 経理に関する事項

II-1 部会・委員会の開催

II-1-1 経理部会

第22回 令和4年5月19日 全管連会館

- (1) 令和3年度事業報告(案)について
- (2) 令和3年度収支決算報告(案)について
- (3) 令和4年度事業計画(案)について
- (4) 令和4年度収支予算(案)について
- (5) ウクライナへの人道支援について

II-1-2 経理委員会

第92回 令和4年9月20日 ホテル・ザ・ウエストヒルズ・水戸

- (1) 本会の財務状況と収支予算及び今後の中長期的な推移について
- (2) 国債の償還金の今後の取り扱いについて

II-2 監事会の開催

令和3年度第2回 令和4年5月20日 全管連会館

- (1) 令和3年度事業報告(案)について
- (2) 令和3年度収支決算報告(案)について

令和4年度第1回 令和4年12月14日 全管連会館

- (1) 令和4年度上半期における財務状況及び年度末までの収支の予測について
- (2) 令和4年度上半期伝票監査

令和4年度第2回 令和5年5月19日 全管連会館

- (1) 令和4年度事業報告(案)について
- (2) 令和4年度収支決算報告(案)について
- (3) 決算関係書類の確認
- (4) 令和4年度下半期伝票監査

II-3 適正な経理業務の推進に係る対応

日々の経理業務を適正に推進するために以下の対応を行った。

(1) 月次決算報告の実施

現在の財務状況を速やかに把握し、その後の事業活動の参考とするべく月次決算報告を実施するとともに、キャッシュフローの状況に留意することで適正な資金管理に努めた。

(2) 経理業務の電子化を推進

インターネットバンキング及び国税のオンラインサービス「e-Tax」、地方税のオンラインサービス「eLTAX」を活用し、経理業務の電子化を推進した。

Ⅱ－４ 改正電子帳簿保存法への対応

令和４年１月に施行された改正電子帳簿保存法について、同年１２月に公表された令和５年度税制改正大綱によると、今後いくつかの見直しが行われる見込みとなっている。本会では、「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」の整備及び検索機能を確保した電子データの保存等を実施した。

Ⅱ－５ 出資配当の実施

新型コロナウイルスの感染拡大により、令和３年度の事業計画は大幅な修正を余儀なくされた。多くの事業が予定どおりに実施することができず、休止・縮小により支出が大きく減少した結果、税引前当期純利益金額を大きく押し上げることとなった。これに対し、会員組合への利益の還元という観点から、８月２６日に本会初の出資配当を実施した。通常総会で承認された剰余金処分案に基づき、出資配当金額は出資金額の６．４％（一口につき６４円）、出資配当金総額は１０,０９８,７５２円。そのまま支払う方法のほか、令和４年度下半期賦課金と相殺する方法のどちらかを選択できるようにした。

Ⅱ－６ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

令和４年１２月から令和５年１月にかけて、会員組合を対象としたインボイス制度への対応状況調査を行った。インボイス制度開始のときに課税事業者を予定している会員組合と、免税事業者である予定の会員組合は概ね同数であったが、未だ検討中との回答もみられた。

令和５年２月に開催した第５６回事務局研修会において、上記アンケート結果を踏まえたインボイス制度の本会への影響を公表した。具体的には、会員組合への支払比率の高い３事業のみでその影響を試算した結果、何の対策も講じない場合、本会におおよそ５００万円ほどの追加負担が生じる可能性があり、何らかの対策が必要との内容であった。

今後、顧問税理士の指導を受け、経理部を中心に検討を行い、インボイス制度開始までに本会としての方針を決定する。

全管連会員組合におけるインボイス制度への対応状況

2023年5月現在

No.	組合名	登録済 登録予定	登録予定 なし(免税)	No.	組合名	登録済 登録予定	登録予定 なし(免税)
1	北海道・連	○		26	滋賀・連		○
2	青森・連	○		27	京都・連		○
3	岩手・連		○	28	大阪・連	○	
4	宮城・連	○		29	奈良・連	○	
5	秋田・連		○	30	和歌山・連	○	
6	山形・連		○	31	兵庫・連	○	
7	福島・連		○	32	岡山	○	
8	茨城・連		○	33	広島・連	○	
9	栃木・連		○	34	鳥取・連		○
10	群馬		○	35	松江	○	
11	群馬・連		○	36	山口・連	○	
12	埼玉・連	○		37	山口・市	○	
13	千葉・連		○	38	香川・連	○	
14	東京・連	○		39	愛媛・連		○
15	神奈川・連		○	40	徳島・連		○
16	甲府	○		41	高知	○	
17	新潟・連	○		42	福岡・連		○
18	長野・連	○		43	佐賀・連	○	
19	富山・連	○		44	長崎・連		○
20	石川・連		○	45	熊本	○	
21	福井・連	○		46	熊本・連		○
22	愛知・連	○		47	大分・連		○
23	岐阜	○		48	宮崎・連		○
24	静岡・連		○	49	鹿児島・連	○	
25	三重・連		○	50	沖縄・連		○
					計	26	24

Ⅱ－7 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(円)

項目	前期 (令和3年度)	前前期 (令和2年度)	前前前期 (令和元年度)
資産合計	717,044,109	667,111,301	639,252,185
純資産合計	474,108,872	441,889,713	418,017,897
事業収益合計	270,557,679	247,182,810	237,684,330
当期純損益金額	36,219,159	24,420,816	23,953,402

Ⅲ 経営に関する事項

Ⅲ－１ 部会・委員会の開催

Ⅲ－１－１ 経営委員会

第42回 令和4年12月1日 都ホテル京都八条

議題

- (1) 建設キャリアアップシステムの取組について
- (2) 高校生の新卒者向け求人のITの活用について
- (3) 若年者への業界PR及び入職促進のためのツールについて
- (4) 組合の事業運営に関する実態調査について
- (5) 給水申請書類の様式等の統一とデジタル化について
- (6) 安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書の作成・普及への協力について

Ⅲ－２ 建設キャリアアップシステム（CCUS）への対応

「建設キャリアアップシステム」（以下、「CCUS」）は、技能者の保有資格、社会保険加入状況、就業履歴などの情報を業界統一のルールで登録・蓄積するデータベースであり、そのデータを活用し、技能者の適切な評価、処遇改善及び技能の研鑽、将来にわたる担い手確保・育成、現場管理の効率化並びに建設業の生産性向上につなげていくため、官民一体となって取り組んでいるシステムである。

令和5年2月末時点で技能者登録は110万人（技能者全体の約35%）、事業者登録は21万社（建設業許可業種数の約45%）まで増加、着実に拡大しているが、就業履歴の蓄積件数は予定数を大幅に下回るなど課題も多い。

そうした中、令和4年度に本会が対応した以下の5点について報告する。

(1) 建設技能者の能力評価（レベル判定）制度への取組

建設技能者の能力評価は、CCUSに技能者登録（詳細型）をしている方を対象に、個々の技能者の技能や経験を客観的に評価する仕組みで、技能者の保有資格や就業履歴等を活用し、技能者一人一人の知識・経験・技能・マネジメント能力をレベル判定し評価する制度で、国土交通大臣が認定した能力評価基準に沿って白色（レベル1）、青色（レベル2）、銀色（レベル3）、金色（レベル4）のいずれかのカードが得られる。

配管職種の能力評価実施団体である3団体（全管連・日空衛・日管連）では、その評価事務を（一社）日本機械土工協会（日本機械土工 http://www.jemca.jp/level/levelhyouka_haikan.html）に委託し、現在、その対応を行っている。

(2) 専門工事企業の施工能力の見える化評価基準の策定

国交省では、上記能力評価に加えて、専門工事企業の施工能力の見える化評価基準の策定を各職種団体に求めている。人を大切に、施工能力などの高い企業が適正に評価され、選ばれる環境を整備し、受注機会や入職者確保に繋げる仕組みづくりで、「基礎情報」、「施工能力」、「コンプライアンス」の3項目で、項目ごとに☆印の4段階で評価する。

本会では、この評価基準は経営部において策定し、第344回理事会に報告しているものの、会員企業の経費負担等を考慮し、他職種の動向を見極め慎重に対応することとしている。

(3) 技能レベルに応じた賃金目安（年収）の設定・公表

国交省より建設技能者のレベルに応じた賃金支払いの実現のため、配管職種の技能レベル毎の賃金

目安を設定・公表するよう求められており、令和2年11月に本会都道府県支部の所属企業約2,200名に対し、実態調査を実施した。その集計結果では、同一技能レベルであっても給与額に大きな差があり、それを単一の数値として設定することは、管工事の業務の多様性、地域差、企業規模の面からも困難であることが判明した。また、既に設定公表している他職種の給与水準の求め方、性格についても考え方が様々であり見守ることとした。

(4) 経営事項審査における加点制度の開始

経営事項審査のW点で、技能者が就業履歴を蓄積できる環境整備を、全ての建設現場で実施した場合15点、全ての公共工事で実施した場合10点が加点される。令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から適用（軽微な工事、災害応急工事を除く）されるが、こうしたことを機関誌等で周知した。

(5) 厚生労働省人材確保等支援助成金「CCUS等普及促進コース」の活用促進

本助成金を活用して、京都府管工事工業協同組合（理事長 馬場博嗣氏）が事業計画を提出。管工事組合のトップランナーとしてCCUSに積極的に取り組んでいる。好事例として、全管連事務局研修会で講演いただくなど周知を図った。なお、建設業振興基金からインタビュー動画「京都の水道屋が嵐を起こす！～京都府管工事組合の挑戦～」としてユーチューブ配信された。

なお、令和5年度もこの助成金制度は継続される。

Ⅲ-3 人材の確保・育成における全管連の取組

(1) 職業紹介リーフレット「管工事全書」の配布

令和3年度に作成した管工事全書を全国設備工業教育研究会熊本大会において配布した。

(2) 建設業界ガイドブックの改訂協力・配布

建設産業人材確保・育成推進協議会「建設業界ガイドブック」の改訂に協力するとともに、同パンフレット200部を会員並びに全国設備工業教育研究会会員各校等に配布した。また、水道産業新聞の令和5年2月27日号の特集「魅力とやりがい上下水道の仕事」に寄稿した。

(3) 技能競技大会に係る指導者派遣

技能振興等の支援事業として技能競技大会へ参加する選手・指導者への指導支援を行っている。

派遣先：浦川設備興業株式会社

8月23・24日 会員企業選手2名。講師：阿部弘之技術参与

(4) 女性活用等の取組事例の紹介

女性活用等の取組について、各会員組合の好事例を全管連ニュース・ジャーナルで紹介した。

Ⅲ-4 管工事業の魅力のPRならびに高卒者採用促進

管工事業の魅力のPRと高卒者採用促進のため、Webサービス・アプリ・システム企画・開発を手掛ける(株)スタジオの高校生向け求人管理システム「Handy 進路指導室」に本会特設サイト「もしも世界がパイプでつながっていませんか?」を作成設置した。本会HPのトップページから閲覧もできる。特設サイトURL：<https://partner.handy.school/zenkanren/>

なお、求人企業がハローワークに求人票を申し込み、「Handy 進路指導室 求人票デジタル共有システム」を導入している高校に求人票を送付するか、持込みすると、学校は求人票をシステムに取り込むことができる。取り込まれると、教諭・生徒はインターネットやスマートフォンなどで閲覧できるようになる。さらに同社の有料プランを申し込むと求人票以外の求人企業の特徴などをアピールする

追加情報を掲載し、より訴求力を増すことができる。無料プランでも前記の特設サイトにリンクされる。

Ⅲ－５ 組合の事業運営に関する実態調査報告書

会員組合並びに所属企業の現状や課題を的確に把握し、国、関係団体等に働きかけていくことが配管工事、水道工事業者の全国団体である全管連の最も重要な役割である。平成27(2015)年の第3回調査から7年ぶりに、本会では会員組合の実態を調査した。382組合から回答(70.7%)があり、管工事業の健全経営と今後の業界のあり方について調査・研究を行うための調査結果をまとめ、本会HPの専用コンテンツに掲載した。

Ⅲ－６ 給水申請書類の様式等の統一とデジタル化の取組

全管連では、給水申請事務の簡素化、合理化のため、各水道事業体でまちまちとなっている申請書類の統一とデジタル化について(公財)給水工事技術振興財団等と検討を進めた。具体的な取組として、栃木県内で標準化に向けたアンケート調査を実施し、結果を集計・分析して、日本水道協会栃木県支部の各水道事業体及び栃木県管工事業協同組合連合会への説明会を開催した。そこで、各水道事業体等から要望された内容を取り入れ給水装置工事申込書を再作成し、報告書としてとりまとめた。全管連ジャーナル6月号にも概要を掲載した。なお、給水装置工事申込書以外の様式類の統一、デジタル化に向けた取り組み等は、今後も議論を深めることとする。また、横浜ウォーター(株)「給水装置工事電子申請システム」の運用などを機関誌令和5年4月号にて紹介した。

Ⅲ－７ 建設産業活性化助成事業

本会では、(一財)建設業振興基金の建設産業活性化助成事業制度を活用し以下の事業を行った。

- ①都道府県支部を通じて、全国設備工業教育研究会会員校「設備工業科」在校生で受検する生徒に技能検定「配管(建築配管作業)」受検用2・3級練習材料を提供した。なお、第60回技能五輪全国大会への参加者34人中、うち5名の在校生(2級合格者)が参加した。
2級：10校63人(前年度9校65人)、3級：14校130人(前年度14校241人)
- ②特定技能1号評価試験のテキスト(配管)の印刷・配布
3,000部を印刷し、会員団体、全国設備工業教育研究会会員校(都道府県連経由)に配布した。
- ③災害備蓄品購入(災害トイレ、非常時用保温アルミシート・ブランケット、非常用発電機等)

Ⅲ－８ 安全衛生対策項目

国土交通省では「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を平成30年6月に設置し、令和4年6月まで7回にわたり検討を行い、「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」をとりまとめた。この提言を踏まえ、学識経験者、建設業関係団体等から構成される「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG(座長・芝浦工業大学建築学部建築学科教授・蟹澤宏剛氏)」を設置し、安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策として、「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及について検討を行っている。

国土交通省では、先行的に検討している専門工事業団体・住宅団体等の五工種(型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅)ごとに元下双方の主要団体からの意見を聴取。「管」の専門工事業団体では、全

管連が「配水管工事」として、経営・技術の両委員会において労働安全衛生法の安全衛生対策124項目中、78項目を選択した意見を提出した。なお、他団体の選択状況は日本空調衛生工事業協会・全124項目、日本配管工事業団体連合会・47項目、全国ダクト工業団体連合会・全124項目、日本保温保冷工業協会・103項目となっている。

Ⅲ－9 建設業経理検定の周知

事務連絡、機関紙およびホームページにて、令和4年度上期 検定試験（1・2級）、下期 検定試験（1・2・3・4級）及び建設業経理事務士特別研修（3・4級）の周知を図った。

Ⅲ－10 公共工事設計労務単価（令和5年3月適用）

国土交通省と農林水産省は、2月14日、令和5年3月1日適用の公共工事設計労務単価を決定し発表した。全国51職種の平均は、令和4年3月と比べると5.2%増の22,227円となった。一方、配管工の全国平均は、前年3月と比べると5.1%増の22,564円となった。

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価
（建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行））

上段：公共工事設計労務単価

（下段）：公共工事設計労務単価+必要経費

（法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舍費等）（参考値）

（次 頁）

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価
(建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示(試行))

上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額労務管理費、宿舍費等)(参考値)

地方連絡協議会名	都道府県名	配管工	配管工 (令和4年度)	配管工 (対前年比)	普通作業員	電工	ダクト工	設備機械工
北海道	北海道	23,200 (32,600)	22,000 (30,900)	105.5% 105.5%	19,100 (26,900)	24,300 (34,200)	21,900 (30,800)	25,300 (35,600)
東北	青森県	22,700 (31,900)	21,600 (30,400)	105.1% 104.9%	19,800 (27,800)	22,300 (31,400)	20,900 (29,400)	24,500 (34,400)
	岩手県	24,200 (34,000)	23,000 (32,300)	105.2% 105.3%	21,100 (29,700)	23,500 (33,000)	21,000 (29,500)	24,400 (34,300)
	宮城県	25,400 (35,700)	24,200 (34,000)	105.0% 105.0%	21,000 (29,500)	25,100 (35,300)	21,500 (30,200)	24,400 (34,300)
	秋田県	22,000 (30,900)	20,900 (29,400)	105.3% 105.1%	20,000 (28,100)	23,100 (32,500)	21,000 (29,500)	24,500 (34,400)
	山形県	24,400 (34,300)	23,200 (32,600)	105.2% 105.2%	20,000 (28,100)	24,000 (33,700)	22,300 (31,400)	24,500 (34,400)
	福島県	24,800 (34,900)	23,600 (33,200)	105.1% 105.1%	20,900 (29,400)	24,600 (34,600)	22,000 (30,900)	24,400 (34,300)
関東	茨城県	24,700 (34,700)	23,200 (32,600)	106.5% 106.4%	22,600 (31,800)	24,600 (34,600)	25,500 (35,900)	25,400 (35,700)
	栃木県	24,900 (35,000)	23,300 (32,800)	106.9% 106.7%	21,200 (29,800)	24,200 (34,000)	25,300 (35,600)	25,400 (35,700)
	群馬県	24,100 (33,900)	22,600 (31,800)	106.6% 106.6%	22,400 (31,500)	23,800 (33,500)	24,400 (34,300)	25,400 (35,700)
	埼玉県	24,600 (34,600)	23,100 (32,500)	106.5% 106.5%	22,900 (32,200)	26,200 (36,800)	25,900 (36,400)	25,400 (35,700)
	千葉県	25,100 (35,300)	23,600 (33,200)	106.4% 106.3%	22,600 (31,800)	26,400 (37,100)	25,500 (35,900)	25,400 (35,700)
	東京都	25,700 (36,100)	24,100 (33,900)	106.6% 106.5%	23,900 (33,600)	28,800 (40,500)	25,900 (36,400)	25,400 (35,700)
	神奈川県	24,400 (34,300)	22,900 (32,200)	106.6% 106.5%	23,900 (33,600)	26,500 (37,300)	25,000 (35,200)	25,400 (35,700)
	山梨県	24,400 (34,300)	22,900 (32,200)	106.6% 106.5%	23,800 (33,500)	25,900 (36,400)	24,900 (35,000)	25,400 (35,700)
	長野県	23,800 (33,500)	22,300 (31,400)	106.7% 106.7%	21,900 (30,800)	24,400 (34,300)	24,600 (34,600)	25,400 (35,700)
北陸	新潟県	23,700 (33,300)	22,200 (31,200)	106.8% 106.7%	20,700 (29,100)	23,500 (33,000)	21,900 (30,800)	26,100 (36,700)
	富山県	23,800 (33,500)	22,300 (31,400)	106.7% 106.7%	22,000 (30,900)	24,600 (34,600)	22,400 (31,500)	26,100 (36,700)
	石川県	24,000 (33,700)	22,500 (31,600)	106.7% 106.6%	22,600 (31,800)	24,700 (34,700)	22,500 (31,600)	26,000 (36,600)
中部	岐阜県	22,900 (32,200)	22,100 (31,100)	103.6% 103.5%	22,100 (31,100)	22,700 (31,900)	23,300 (32,800)	27,200 (38,200)
	静岡県	23,000 (32,300)	22,200 (31,200)	103.6% 103.5%	23,200 (32,600)	24,000 (33,700)	24,900 (35,000)	27,200 (38,200)
	愛知県	23,300 (32,800)	22,400 (31,500)	104.0% 104.1%	22,100 (31,100)	22,800 (32,100)	23,500 (33,000)	27,200 (38,200)
	三重県	23,600 (33,200)	22,800 (32,100)	103.5% 103.4%	21,300 (29,900)	22,900 (32,200)	24,400 (34,300)	27,200 (38,200)

近畿	福井県	22,800 (32,100)	21,600 (30,400)	105.6% 105.6%	19,200 (27,000)	21,000 (29,500)	22,300 (31,400)	24,400 (34,300)
	滋賀県	23,500 (33,000)	22,200 (31,200)	105.9% 105.8%	20,500 (28,800)	22,400 (31,500)	23,300 (32,800)	25,500 (35,900)
	京都府	23,400 (32,900)	22,100 (31,100)	105.9% 105.8%	21,500 (30,200)	21,900 (30,800)	23,700 (33,300)	25,200 (35,400)
	大阪府	23,900 (33,600)	22,700 (31,900)	105.3% 105.3%	21,000 (29,500)	22,700 (31,900)	23,000 (32,300)	25,000 (35,200)
	兵庫県	21,500 (30,200)	20,400 (28,700)	105.4% 105.2%	21,200 (29,800)	21,500 (30,200)	22,700 (31,900)	25,000 (35,200)
	奈良県	23,900 (33,600)	22,700 (31,900)	105.3% 105.3%	21,100 (29,700)	22,400 (31,500)	24,000 (33,700)	24,900 (35,000)
	和歌山県	23,000 (32,300)	21,800 (30,700)	105.5% 105.2%	21,300 (29,900)	22,500 (31,600)	23,700 (33,300)	24,600 (34,600)
中国	鳥取県	20,500 (28,800)	19,500 (27,400)	105.1% 105.1%	16,000 (22,500)	20,400 (28,700)	20,600 (29,000)	22,700 (31,900)
	島根県	20,200 (28,400)	19,200 (27,000)	105.2% 105.2%	17,200 (24,200)	20,400 (28,700)	20,600 (29,000)	22,700 (31,900)
	岡山県	21,100 (29,700)	20,100 (28,300)	105.0% 104.9%	18,700 (26,300)	21,000 (29,500)	20,800 (29,200)	22,700 (31,900)
	広島県	20,400 (28,700)	19,300 (27,100)	105.7% 105.9%	19,600 (27,600)	21,800 (30,700)	20,600 (29,000)	22,800 (32,100)
	山口県	20,600 (29,000)	19,600 (27,600)	105.1% 105.1%	17,900 (25,200)	21,200 (29,800)	20,500 (28,800)	22,700 (31,900)
四国	徳島県	20,000 (28,100)	18,900 (26,600)	105.8% 105.6%	20,600 (29,000)	21,900 (30,800)	20,100 (28,300)	22,200 (31,200)
	香川県	20,900 (29,400)	19,800 (27,800)	105.6% 105.8%	21,100 (29,700)	22,400 (31,500)	20,000 (28,100)	22,200 (31,200)
	愛媛県	19,900 (28,000)	18,800 (26,400)	105.9% 106.1%	18,500 (26,000)	21,400 (30,100)	20,100 (28,300)	22,200 (31,200)
	高知県	19,600 (27,600)	18,500 (26,000)	105.9% 106.2%	18,800 (26,400)	21,400 (30,100)	20,100 (28,300)	22,200 (31,200)
九州	福岡県	21,100 (29,700)	20,500 (28,800)	102.9% 103.1%	20,800 (29,200)	23,400 (32,900)	22,000 (30,900)	25,900 (36,400)
	佐賀県	20,600 (29,000)	20,100 (28,300)	102.5% 102.5%	17,800 (25,000)	22,900 (32,200)	21,700 (30,500)	26,200 (36,800)
	長崎県	20,600 (29,000)	20,100 (28,300)	102.5% 102.5%	18,700 (26,300)	21,900 (30,800)	22,000 (30,900)	26,300 (37,000)
	熊本県	20,300 (28,500)	19,700 (27,700)	103.0% 102.9%	19,200 (27,000)	21,500 (30,200)	21,700 (30,500)	25,900 (36,400)
	大分県	21,000 (29,500)	20,400 (28,700)	102.9% 102.8%	17,900 (25,200)	21,800 (30,700)	22,100 (31,100)	25,900 (36,400)
	宮崎県	20,000 (28,100)	19,500 (27,400)	102.6% 102.6%	17,400 (24,500)	21,300 (29,900)	22,000 (30,900)	25,800 (36,300)
	鹿児島県	20,400 (28,700)	19,800 (27,800)	103.0% 103.2%	18,800 (26,400)	21,900 (30,800)	21,800 (30,700)	25,800 (36,300)
沖縄	沖縄県	18,600 (26,200)	18,500 (26,000)	100.5% 100.8%	20,000 (28,100)	19,000 (26,700)	18,900 (26,600)	22,500 (31,600)
全国平均		22,564	21,464	105.1%	20,551	23,040	24,623	25,411
全国平均(下段)		(31,726)	(30,183)	105.1%	(28,896)	(32,394)	(34,623)	(35,720)

IV 広報に関する事項

IV-1 部会・委員会の開催

IV-1-1 広報委員会

第64回広報委員会 令和4年11月7日 全管連会館・WEB

(1) 令和4年度事業について

- 1) 高校生の新卒者向け求人のITの活用について
- 2) 水道週間及びパイプ月間PRチラシについて
- 3) 組合機関誌(紙)について
- 4) 若年者への業界周知PRツールの作成について
- 5) 「水の写真コンテスト」への後援について

(2) 令和5年度事業計画(案)について

IV-2 機関紙(誌)の発行

IV-2-1 全管連ニュース

本紙は1959年(昭和34年)1月に第1号が発刊され、令和4年度には第768号から第779号までを発刊した。本紙では毎月、本会の活動を網羅し紹介するとともに、当業界をとりまく関連情報をも取り上げており、会員企業のための貴重な情報媒体としての役割を果たしてきた。

令和4年度は、給水装置工事主任技術者試験や給水装置工事配管技能検定会、貯水槽清掃作業監督者講習会など各種試験や講習会のご案内、本会関係者の叙勲・国家褒章・大臣表彰受賞者を紹介し、管工事・土木施工管理技士、浄化槽設備士・管理士等の資格取得試験及び講習会受講と、全管連福祉共済制度、全管連法定外労働災害補償制度、全管連管工事賠償補償制度、全国中央会業務災害補償制度の案内、全管連刊行図書等のPRにも力を入れた。このほか、年度中に2回(10・4月)実施した新技術・新製品の紙上展示会において、管工事関連会社の本会に対する理解を得て、多数の関連メーカー、商社等各社の協力のもと、優れた新製品等に関する知識や情報を提供した。

IV-2-2 全管連ジャーナル

1962年(昭和37年)2月に発刊以来、国土交通省、厚生労働省等の担当官をはじめとする関係官庁・団体等の執筆陣により、法律・通達・制度等の解説や活用の提案等の記事を掲載し、企業経営に活用できるよう努めた。また、建設分野における新たな外国人材の受入れの特定技能制度や、全管連の「地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル」改訂のポイントを掲載した。その他、前年に引き続き、給水装置工事主任技術者、管工事・土木施工管理技士、技能検定(建築配管)等をはじめとする各種資格取得や、試験問題・解答の解説などの掲載を行った。

このほか、年度中に2回(10・4月)実施した管工機材等誌上展示会においては、賛助会員企業や管工事関連企業等の本会に対する理解を得て、多数の関連メーカー、商社等各社の協力のもと、優れた新製品等に関する知識や情報を提供した。

IV-3 ホームページの活用

本会の新着情報や会員通知、国土交通省、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症の対応などの事務連絡のほか、一般消費者の水道工事や修理等の問い合わせに対応するため、全国の会員組合が検索できるシステムを実施・運用している。また、若年者入職促進用の管工事の仕事紹介動画第2弾「未

来を繋げる管工事が君たちを待っている」のダイジェスト版や令和3年度に作成した職業紹介リーフレット「管工事全書」をHPに掲載し、技能五輪全国大会や技能グランプリの出場者に対する指導者派遣の申込や、会員組合における災害時協力体制・市等との連携事例の紹介、令和4年度水道週間・パイプ月間PR用チラシ、漏水事故防止チェックシート、理事会等の会議資料をダウンロードできるようにすることで、会員組合にとって有用な情報を容易に閲覧できるようにしている。

IV-4 令和4年度パイプ月間等行事

パイプ月間（7月13日～8月12日）及び水道週間（6月1日～7日）期間中に全国各地で開催される行事の場において、ライフラインの一翼を担い、地元水道局とともに市民の快適な生活をサポートする会員組合・企業の存在を広く消費者にPRする方策の一環として、(株)LIXIL並びにTOTO(株)の協賛により指定水道工事店のPRチラシ「地域密着任せて安心 地元管工事組合加盟 地元の強みを活かして災害復旧に貢献 安心・安全な水道を守っています！」19.8万枚及び、PRポスター1,700枚を作成、頒布した。

IV-5 積極的な広報活動（「水の写真コンテスト」の後援）

積極的な広報活動の一環として、水道週間協賛の「水の写真コンテスト」（水道産業新聞社主催・厚生労働省他後援）に引き続き後援団体として参画するとともに、特別賞「全管連会長賞」を設け、本会の存在を上下水道の関係者等に広報した。

IV-6 暮らしのレスキューサービスのトラブル防止に関する対応

トイレの修理、水漏れ・排水管等の詰まりの修理、鍵の修理・交換、害虫・害獣等の駆除など、日常生活でのトラブルに事業者が自宅を訪問し対処するいわゆる「暮らしのレスキューサービス」において、消費者トラブルが増加していると（独）国民生活センターが公表している。

本会では、インターネット検索会社のヤフー（株）より、水回りトラブルのレスキュー商法対策として広告審査に関する意見交換の依頼があり、令和4年8月25日、オンライン会議による意見交換を実施した際、水回りのレスキュー商法対策、リスティング広告による被害防止の要望を行った。これを受けてヤフー（株）では、この様な消費者トラブルの増加を受け、Yahoo!広告公式ホームページからの申込みで、暮らしのレスキューサービスの広告を出稿している一部契約者を対象に本人確認を実施し、また、サービス提供に関するユーザートラブルの情報が複数確認された場合にアカウントを停止とする場合があると10月12日、広告主に周知した。

同社ではこれまでも、不正の懸念のある広告主に対し本人確認書類の提出を求めていたが、これまでの提出要請基準に加え、暮らしのレスキューサービスの企業には提出を求めることとした。

（公社）日本広告審査機構（JARO）や（独）国民生活センター、同社等に入る苦情情報をもとに取引停止をする運用を令和4年10月17日から順次開始した。その他、注意喚起の掲出などの対策については引き続き検討する。

なお全管連では、水道週間等で配布しているチラシ・ポスターにより、修繕時の消費者トラブルや悪徳商法に関する情報提供などを行っている。

IV-7 業界PR及び入職促進のための資料等の作成

本会では次代を担う高校生や中学生に会員企業の魅力を伝える手段として、職業紹介漫画「命の水

物語」の作成及び都道府県支部を通じて単組並びに工業高校等への配布を検討している。

また、求人票のデジタル化を行う企業との連携を通じて求人活動の支援にも取り組んでいる(29頁)。

令和4年度版PRポスター

地元管工事組合加盟

安心・安全な 水道を守っています!

地元の強み活かして
災害復旧に貢献

地域密着

任せて安心

「早く修理したい」の
気持ちに付け入る
悪質業者は許せないな

インターネットの
「最安値」につられて
よく分からない業者に
依頼するのは危険だわ

水回りのトラブル、 慌てると悪質業者寄ってくる!

近年、悪質業者等が社会問題化している「水回りのトラブル」、ご存知ですか?

キッチンや風呂、トイレ等水回りや、蛇口の水漏れや詰まりといったトラブルが起きた時に、投げ込み広告・マグネット、電話帳広告などを見て「低料金」と思って業者を呼んだものの、高額請求や不要工事の強要等、悪質商法の被害に遭ったという苦情が相次ぎ、問題となっています。

インターネットでの「最安値」「見積り無料」の宣伝文句に飛びつかず、行政のホームページで指定水道工事店を探す・他の業者からも見積りを取って内容を検討するなど、ぼったくり業者に遭わないためにも、まずは地元管工事組合加盟の「わたしのまちの水道屋さん」を確認しておきましょう。

**全管連会員の各地元組合加盟の
指定水道工事店に
お気軽にご相談ください。**

全国管工事業協同組合連合会 (略称・全管連 国土交通大臣認可団体) <http://www.zenkanren.or.jp/>

(表)



地元管工事組合加盟

安心・安全な水道を守っています!

地域密着 任せて安心

「早く修理したいの気持ちに叶えたい。悪質業者は許せないな」

インターネットの「悪安値」につられてよく分からない業者に依頼するのは危険だわ

近年、悪質業者等が社会問題化している「水回りのトラブル」、ご存知ですか？キッチンや風呂・トイレ等水回りや、蛇口の水滴や詰まりといったトラブルが起きた時に、投げ込み広告・マグネット、電話帳広告などを見て「低料金」と思って業者を呼んだものの、高額請求や不要工事の強要等、悪質商法の被害に遭ったという苦情が相次ぎ、問題となっています。

インターネットでの「最安値」「見積り無料」の宣伝文句に飛びつかず、行政のホームページで指定水道工事店を探し、他の業者から見積りを取って内容を検討するなど、ぼったくり業者に遭わないためにも、まずは地元管工事組合加盟の「わたしのまちの水運屋さん」を確認しておきましょう。

詳細は郵便券
ご郵付ください

地元管工事組合加盟の指定水道工事店にお気軽にご相談ください。

(裏)

1

水まわりの工事・リフォームは、信頼のおける地元管工事組合加盟の指定水道工事店へ



2

あなたのお好きな給水器具が選べます。

給水器具は品質保証*されているものをご利用ください。機能・性能を、「地元管工事組合加盟の水道工事店」で確かめてお選びください。

*SG9000、S985メーカーの自己保証
ISO 9001、ISO 14001、ISO 27001による保証



3

漏水の時は地元管工事組合加盟店にご相談ください。

漏水はムダだけでなく、水道料金にも大きく影響します。時には蛇口を全部閉めて、水道メーターのバイロット(赤い点)が回っていないことを確かめてみましょう。回っていない場合は漏水の疑いがあります。その際は管工事組合加盟の水道工事店にご相談ください。



4

災害時に組織力を発揮し迅速な復旧に貢献しています!

全管連に所属する管工事組合及び約1万6千社の組合員企業は、水道事業体と連携して、国民が日々生活する上で最も重要なライフラインである水道を支えています。災害時には真っ先に現場に駆けつけ、水道局とともに応急復旧や給水活動に従事する心構えや体制ができています。地元業者である強みを活かして早期復旧に貢献しているのです。




協賛 LIXIL

協賛 TOTO

全国管工事業協同組合連合会 (国土交通省大臣官庁認可)

<http://www.zenkankanren.or.jp/>

RI-4 作製

V 事業に関する事項

V-1 部会・委員会の開催

V-1-1 事業委員会

第41回 令和4年11月21日 ホテルベルクラシック東京・WEB

- (1) 業務災害総合保険・病気補償特約「ハイパーメディカル」について (AIG損害保険㈱)
- (2) 令和4年度事業について
 - 1) 管工事賠償補償制度について
 - 2) 法定外労働災害補償制度について
- (3) 管工事賠償補償制度に係る特約等の追加について

V-1-2 事業部会

第41回 令和5年2月16日 全管連会館

- (1) 管工事賠償補償制度の特約について
- (2) 傷害総合補償制度について
- (3) 業務災害総合保険・病気補償特約「ハイパーメディカル」について (AIG損害保険㈱)

V-2 福利厚生事業

本会では、全国団体としてのスケールメリットを活かし、所属員企業の雇用の確保・安定と経営基盤の確立をはかるため、以下の共済制度を実施している。

V-2-1 福祉共済制度 (団体定期保険)

本制度は、本会会員企業の役員及び全従業員 (被共済者) の万が一の不測の事態が生じた場合に、同制度の共済規定に基づき共済給付金 (死亡共済金、入院給付金等) を被共済者に支払う制度であり、昭和46年10月から実施している。

(1) 制度概要

項目	内容
保険契約者	全国管工事業協同組合連合会
加入者	本会会員傘下の所属組合員
加入者数・加入口数	2,231名・3,168口 (令和5年4月1日現在)
被保険者	加入者と同じ
保険期間	令和4年4月1日から1年間 (第51年次)
掛金	一口につき月額830円
組合手数料	一口につき月額50円
制度運営費	なし
制度普及推進費	なし
配当金	年度末に剰余金がある場合、共済料負担額に応じて配当
保険会社	東京都火災共済協同組合
代理店	㈱ウーベル保険事務所
共済金支払実績	14件 20,000,000円 令和4年度運営期間中 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

V-2-2 法定外労働災害補償制度（法定外労災＝政府労災上のせ制度）

本制度は、政府労災保険に加入している会員企業を対象に、万一の災害時に政府労災補償に上乘せして、会社が従業員または遺族に給付する補償金を保険金として支払う制度である。また、本制度は公共工事の入札に参加する際の資格審査である経営事項審査制度の評価対象項目とされ、加入により15ポイントが加算評価される。

(1) 制度概要

項目	内容
保険契約者	全国管工事業協同組合連合会
加入者	本会会員傘下の所属組合企業
加入者数・加入口数	1,009社（令和5年4月1日現在）
被保険者	加入者と同じ
保険期間	令和4年8月1日から1年間（令和4年度）
年間掛金	年間完成工事高から算出（参考：2億円の場合年額約1.7万円）
組合手数料	保険金額の2.4%
集金事務費	保険金額の3%
制度運営費	掛金の約28%
制度普及推進費	なし
配当金	なし
保険会社	損害保険ジャパン(株)
代理店	(株)ウーベル保険事務所
保険金支払実績	令和3年度運営期間中 保険金支払いなし （令和3年8月～令和4年7月）

V-2-3 管工事賠償補償制度（第三者賠償工事保険）

本制度は、昭和62年11月1日より発足し、毎年11月1日を始期として更新・実施しており、業務遂行中に起きた第三者に対する賠償事故等を担保するためのものである。

また、平成24年11月始期分から掛金を下げ、補償内容をより充実させた大幅な改定を行い、改定後9年目となり、加入件数も大幅に増加している。

(1) 制度概要

項目	内容
保険契約者	全国管工事業協同組合連合会
加入者	本会会員傘下の所属組合企業
加入者数・加入口数	1,574社（令和5年4月1日現在）
被保険者	加入者と同じ
保険期間	令和4年11月1日から1年間（令和4年度）
年間掛金	年間完成工事高から算出（参考：2億円の場合年額約32万円）
組合手数料	制度運営費×54%（令和2年度。料率は年度毎に決定）
集金事務費	保険料×5%
制度運営費	掛金の約30%
制度推進事務費	所属業者数×200円
配当金	なし

保険会社	損害保険ジャパン(株)
代理店	(株)ウーベル保険事務所
保険金支払実績	232件 170,068,000円 令和3年度運営期間中 (令和3年11月～令和4年10月)

(2) 管工事賠償補償制度の組合手数料について

本制度の制度運営費に対する会員への支払手数料率は、例年1月の理事会で決定している。前年度は会館建設前の安定的な財務状況の回復を図るため支部手数料率を54%としたが、今年度も引き続き同料率(54%)とした。また、本制度の推進に係る制度推進事務費については、会員企業1社あたり200円の制度推進事務費を支払うこととなった。

(3) 令和4年度の特約(JV補償)の導入について

会員からJV工事に係る補償についての制度拡充の声を受け、令和4年11月始期よりJV補償(自社が起こした事故のみ)を導入し、本制度の加入促進を図った。

(4) 令和5年度における保険料について

令和3年度の損害率については、51.8%となった。損害率の算出根拠となる過去5年間の通算損害率は59.2%となり、保険料を割増するかどうかの基準である65%を下回った。これにより、令和5年11月からの保険料は、令和4年度同様、割増なしの保険料が適用されることとなった。

V-2-4 業務災害総合保険・病気補償特約「ハイパーメディカル」

令和5年3月より、AIG損害保険(株)の業務災害総合保険「ハイパーメディカル」の取扱いを開始した。本制度は、会員企業の従業員による病気入院の補償等、福利厚生の一環として充実した制度であり、将来的に加入者数が一定以上になると所定の割引率が適用されることから、全管連組織を活用して加入促進を図っている。

V-2-5 全国中央会・業務災害補償制度

本制度は、就業中のケガに加え、過重労働やメンタルヘルスに起因する労働災害認定も増加しているなか、業務上の事故によるケガや事業者の使用者賠償責任を補償する制度である。本会は全国中小企業団体中央会の会員であるため、本会の会員企業は、本制度への加入が可能となっている。これまで法定外労働災害補償制度より充実した補償を求める会員事業者のみ本制度を案内していたが、保険金の高額な支払いに対する広く手厚い補償へのニーズの高まりを受け、加入件数も増加していることから、平成29年度より全管連組織を活用して、本制度の加入促進を図っている。

V-2-6 がん保険共済制度

本制度は、昭和63年2月に発足したもので、アフラック生命保険(株)の団体取扱制度である。同社のがん保険は、『「生きる」を創るがん保険 WINGS』を販売しており、保障内容も充実したものとなっている。

(1) 制度概要

項目	内容
保険契約者	全国管工事業協同組合連合会
加入者	本会会員傘下の所属組合員

加入者数・加入件数	27名 35件（令和5年4月1日現在）
被保険者	加入者ならびに加入者の配偶者または二親等以内親族
保険会社	アフラック生命保険㈱
代理店	㈱アイビージェイ

V-3 全管連手帳の作成

2023年版管工事手帳の作成については、4名の委員を中心に計3回の作成委員会を開催して設備工事技術資料を見直し、19,500部（前年19,900部）を作成して会員等に頒布した。

本手帳の特長である技術関係資料は、管材料、給水、ポンプ電動機、消火、給湯、排水、尿尿浄化槽、冷暖房の各項目より構成され、現場で働く技術者・技能者のニーズに応える内容となっている。また、通常版のほか、自社名または組合名の名入れも可能である、さらに大部数の受注であれば通常版をカスタマイズした特製手帳の作製にも対応している。

V-4 貯水槽関係

V-4-1 貯水槽清掃作業監督者講習会の周知

（公財）日本建築衛生管理教育センターが実施する厚生労働大臣登録貯水槽清掃作業監督者講習会（新規・再）を機関紙にて周知した。

V-4-2 貯水槽清掃作業監督者講習会の運営補助

（公社）日本建築衛生管理教育センターが実施する厚生労働大臣登録貯水槽清掃作業監督者講習会に地元組合が協力して、再講習会を大分県大分市（7月5、6日）、新潟県新潟市（8月2、3日）、栃木県宇都宮市（8月22、23日）、鹿児島県鹿児島市（9月1、2日）、茨城県水戸市（2月2、3日）、新潟県長岡市（3月7、8日）の6会場にて実施した。

V-4-3 貯水槽清掃作業従事者研修テキストの販売

貯水槽問題の重要性に鑑み、（公社）全国建築物飲料水管理協会が作成した「貯水槽清掃作業従事者研修テキスト（令和4・5年度版）」を配布した。

V-4-4 貯水槽清掃作業従事者研修

令和4年度貯水槽清掃作業従事者研修は以下の地元会員等により実施された。

- ①（一社）茨城県貯水槽維持管理協会（茨城県連経由）
- ②千葉県水道管工事協同組合 ③東京都管工事工業協同組合
- ④（一社）新潟県貯水槽管理協会（新潟県連経由）
- ⑤今治市管工事業協同組合 ⑥長崎県管工事業協同組合連合会

なお、厚生労働省生活衛生課より、令和2年5月27日に出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る監督者講習等の実施について」により、自宅学習の方法による実施も可能となっている。

V-4-5 貯水槽清掃作業従事者研修 指導者講習会

（公社）全国建築物飲料水管理協会が主催する指導者講習会が、東京会場（令和5年2月9日）大

阪会場（令和5年2月15日）にて実施され、本会の茨城・栃木・宮崎県支部より受講した。

V-5 図書発刊に関する事業

本会では、会員企業に有益な図書や発行物を発刊・斡旋頒布している。

全管連・斡旋取扱図書一覧

※令和5年4月1日現在

No.	図書名	発行元 or 取扱先	定価	組員 価格	組合 手数料	送料 /1冊	備考
1	給水装置主任技術者・ これならわかる問題と解説(6訂第3版)	全	3,850	3,850	550	535	
2	給水装置主任技術者・ 試験問題収録版(H29～R3)	全	3,300	3,300	550	535	
3	全国管工事業者名簿(2022年版)	全	8,800	8,800		実費	会員・賛助会員のみ頒布
4	全管連団体要覧(第32期)	全	2,200	2,200	1,100	実費	
5	全管連手帳(2023年版)	全	800				頒布価格・送料:注文部数による
6	全管連ジャーナル(毎月25日発行)	全	300	250		87	非会員向け年間購読料:4,600円
7	貯水槽清掃作業従事者研修テキスト	全水	1,782	1,364	209	実費	令和4・5年度版
8	機械設備工事積算実務マニュアル	全日	7,700	7,700	1,155	580	
9	給水装置工事技術指針2020	財団	6,600	6,600	1,000	—	送料:給工財団負担
10	管工事施工管理技術テキスト	地	8,800	8,800	1,056	—	送料:地域開発研究所負担
11	1級管工事・第一次検定問題解説集(2023年版)	地	4,400	4,400	528	—	〃
12	1級管工事第二次検定問題解説集(2022年版)	地	3,740	3,740	449	—	〃
13	1級管工事・傾向と対策問題<ケイタイもん>	地	2,200	2,200	264	—	〃
14	2級管・第一次・第二次検定解説集(2023年版)	地	4,400	4,400	528	—	〃
15	2級管工事・第二次検定 過去問題と解説	地	1,980	1,980	238	—	〃
16	機械設備工事監理指針(令和4年版)	地	8,470	8,470	1,017	—	〃
17	土木施工管理技術テキスト(土木一般編)	地	3,960	3,960	476	—	〃
18	土木施工管理技術テキスト(施工管理・法規編)	地	3,960	3,960	476	—	〃
19	1級土木・第一次検定問題解説集(2023年版)	地	4,290	4,290	515	—	〃
20	1級土木第二次検定問題解説集(2023年版)	地	3,850	3,850	462	—	〃
21	1級土木・傾向と対策問題<ケイタイもん>	地	1,760	1,760	212	—	〃
22	2級土木・第一次・第二次検定問題解説集(2023年版)	地	4,070	4,070	489	—	〃
23	土木ネットワークプランニング(改訂版)	地	1,729	1,729	208	—	〃
24	2級土木・第二次検定 過去問題と解説	地	1,980	1,980	238	—	〃
25	工事歩掛要覧 土木編 上	経	12,650	12,650	1,265	450	
26	工事歩掛要覧 土木編 下	経	11,550	11,550	1,155	450	
27	工事歩掛要覧 土木編上下セット	経	21,000	21,000	2,100	450	
28	土木工事積算必携	経	5,500	5,500	550	450	
29	工事歩掛要覧(建築・設備編)	経	8,470	8,470	847	450	
30	建設業・利益を上げる一歩上いく現場運営	経	3,850	3,850	385	450	
31	建設業・担い手育成のための技術継承	経	2,954	2,954	295	450	
32	建設業・現場代理人に必要な21のスキル	経	2,619	2,619	262	450	
33	建設技術者のための現場必携手帳	経	2,970	2,970	297	450	
34	公共工事における契約変更の実際	経	4,950	4,950	495	450	
35	推進工用機械器具等基礎価格表	経	9,350	9,350	935	450	
36	マンション給排水モデル事例集	経	1,210	1,210	121	450	
37	よくわかる建築配管1(共通編)	職	3,795	3,795	518	440	
38	よくわかる建築配管2(建築配管編)	職	4,301	4,301	587	440	
39	排水設備工事責任技術者・試験標準問題集	下	2,000	2,000	400	実費	組合手数料:全管連に在庫がある場合又は各種100冊以上購入の場合のみ発生
40	排水設備工事責任技術者・講習用テキスト	下	2,500	2,500	400	実費	

(発行元・取扱先 略称)

全:全管連 全日:(株)全日出版社 財団:(公財)給水工事技術振興財団 地:(一財)地域開発研究所 経:(一財)経済調査会
 職:(一財)職業訓練教材研究会 下:(公社)日本下水道協会 全水:(公社)全国建築物飲料水管理協会

VI 技術に関する事項

VI-1 部会・委員会の開催

VI-1-1 技術委員会

第42回 令和4年11月29日 品川プリンスホテル・WEB

(1) 令和4年度事業について

- 1) 特定技能の建設分野業務区分の統合について
- 2) 水道施設整備費に係る歩掛改定要望について
- 3) (給水財団) 配管技能検定会における「ねじ切り機使用」の検討について
- 4) メータユニットの漏水事例について
- 5) 安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成について
- 6) 令和5年度事業計画について

(2) その他

会議終了後、賛助会員の(株)フソウより、「香川県高松市における研修施設の建設計画」についての説明を行った。

VI-2 水道施設整備費に係る歩掛の改定要望

令和5年度水道施設整備費に係る歩掛改定要望

ポリエチレン管(融着接合)の歩掛改定要望実地調査

令和4年9月12日 (株)クボタケミックス堺工場

令和6年度水道施設整備費に係る歩掛改定要望の提出に向けた検討会ワーキンググループ会議

令和5年3月14日 全管連会館

令和5年度水道施設整備費に係る歩掛表については、令和5年3月31日付け各道府県知事あての厚生労働省生活衛生・食品安全審議官通知で改定事項が示され、令和5年4月1日より適用されている。今回改定された事項で特筆すべき点は、「配管工」の労務単価の扱いを変更し、当面の間は、国土交通省の公共工事設計労務単価に4%の範囲内で加算した額を適用したこと。これは、屋外作業の水道配水管工事での技能者の作業実態を認め、本会の要望が反映されたこととなった。また、全管連から改定要望を行っていた5点については以下の通りである。なお、水道における小規模な本復旧の歩掛設定と現場管理費率の補正係数の見直しについての要望は見送りとなった。

令和4年度歩掛表改訂要望結果

厚生労働省 歩掛		要望の内容及び理由	審議結果
工種	頁		
第一編 請負工事標準歩掛第1章 積算基準 第2節 工事費の積算 1-2-1-2 労務費	4	<u>水道配水管工事に携わる配管工の設計労務単価の取扱いについて</u> (理由) 水道工事に従事する配管工の設計労務単価については、国交省	【改定】 客観性、業務効率性の観点から独自労務単価設定及び他職種の使用ではなく、諸経費動向調査の結果にて、配管工の労務単価を補正するものとする。直近2年の配管工の労務費を調査したところ、4%の乖離があることが認

<p>(2) 労務賃金</p>	<p>が示している公共工事設計労務単価が用いられている。その中で、配管工については建築物の配管工事に係るものが多いと考えられ、水道事業者が発注する水道配水管工事に携わる技能者の労務費、給与に設計労務単価が反映できていない可能性がある。</p> <p>また、本会が行った配水管工事に携わる技能者の賃金調査において、水道配水管工／配管工の比率を平均すれば、1.03となった。</p> <p>さらに、水道配水管工事に従事する者には、日水協配水管工技能者の資格者であることを求める水道事業者が多く、当該資格は、国土交通省建設キャリアアップシステムの能力評価基準においてもレベル3に位置付けられており、配管工全体の中でも上位に位置する。なお、下水道工事の歩掛りにおいては、配管工ではなく、より労務単価の高い土木一般世話役、特殊作業員が用いられている。</p> <p>このことから、水道施設整備費の積算における配管工労務単価については、公共工事設計労務単価（配管工）の3%増しの値を用いることとされたい。</p>	<p>められた。従って配管工については当面の間4%の範囲内で使用するとし、改定する。</p>
<p>第二編 参考資料 第1章 参考歩掛 第1節 管路土工 1-1-8 アスファルト舗装歩掛表 3) 日当り施工量 第52表 日当り施工量</p>	<p>175 <u>水道工事における小規模な本復旧の歩掛設定</u></p> <p>(理由) 国交省が定めているアスファルト舗装歩掛表は、工事規模が大きく障害のない新設工事を前提に一日当たりの日進量を定め、単価を設定している。しかしながら、国土交通省の積算基準を適用して工事見積額を作成すると、水道局積算額を大きく上回ってしまう。</p> <p>理由として、国交省のアスファルト舗装歩掛は工事規模が大きく、障害のない新設工事を前提に一日当たりの日進量を定めて単価を設定しているが、水道工事における小規模な本復旧の場合、市内の交通規制等による制約を受けるため、国交省の日進量に大きく足りない現場もあ</p>	<p>【見送り】 国土交通省土木積算基準を用い積算した場合の日施工量に関する要望であり、本検討会の対象外と考える。</p> <p>また、その日施工量は標準作業量の参考としてとりまとめたものであり、日施工量に関しては施工方法や制約条件等を十分考慮して設定するものである。以上から改定は見送る。</p>

		り、その場合は出来高に応じた割増ができるよう、備考に付記して頂きたい。	
<p>第一編 請負工事標準歩掛</p> <p>第2章 開削工法歩掛</p> <p>第6節 ポリエチレン管布設工</p> <p>2-6-2 ポリエチレン管(融着接合)布設歩掛表</p>	83	<p><u>ポリエチレン管(融着接合)の歩掛改定について</u></p> <p>(理由)</p> <p>ポリエチレン管の融着接合は、硬質ポリ塩化ビニル管の施工手順と比較すると、コントローラーの準備や冷却などの手間と時間がよりかかる。また、雨天時にはテントの設置が必要となりさらに時間を要する。なお、本会が調査した施工時間の比較(100A)によると、施工時間にして約5倍程の差が見受けられる。</p> <p>しかしながら、ポリエチレン管(融着接合)の現在の歩掛は、硬質ポリ塩化ビニル管の歩掛とほぼ同じとなっており、現状と見合っていない。そのため、ポリエチレン管(融着接合)の歩掛を、現状から約5倍程度へと改定して頂きたい。</p>	<p>【改定】</p> <p>硬質ポリ塩化ビニル管とポリエチレン管の接合時間について実地調査を実施したところ、2倍の差があることが認められた。従って歩掛についても2倍とし改定する。但し、諸経費については別途基礎価格や機械損料表を参考に算出したが現況と同様の8.5%が妥当とし、改定はおこなわない。</p>
<p>第一編 請負工事標準歩掛</p> <p>第1章 積算基準</p> <p>第2節 工事費の積算</p> <p>1-2-7 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算</p>	33	<p><u>工事の一時中止に伴う増加費用等における積算基準の整備について</u></p> <p>(理由)</p> <p>国土交通省では土木工事・業務の積算基準において、工期と連動した間接工事費設定として、工事の一時中止に伴う増加費用などの積算が以下の通り改定された。</p> <p>①一時中止に伴う増加費用等の積算の基準は整備されているが、一時中止の有無にかかわらず、受注者に責任が無い中で工期を延期した場合(天候要因等の場合)の積算基準を整備。</p> <p>②施工実態に即して、算定方式の係数を見直す。</p> <p>*発注時に天候要因による休日日数を条件明示する。</p> <p>そのため、厚生労働省の水道施設整備費に係る歩掛表においても同様に整備して頂きたい。</p>	<p>【改定】</p> <p>令和3年に国土交通省土木積算基準書において工事の一時中止に伴う増加費用等における積算基準の改定があり、工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算についてとなった。土木工事積算基準及び工事一次中止にかかるガイドラインに準ずるものとしており、改定内容に準じて改定する。</p>

<p>第一編 請負工事標準歩掛 第1章 積算基準 第2節 工事費の積算 1-2-2-3 現場管理費 (3)現場管理費率の補正 1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正</p>	<p>25</p>	<p>現場管理費率の補正係数の見直しについて</p> <p>(理由) 近年、天候の状況が従来と大きく変わり、大雪に見舞われることが多くなり、特に地方において影響が大きくなってきた。現行の現場管理費において除雪に係る経費は寒冷地補正として見込まれていると考えられる。しかしながら、断続的かつ急激な降雪により大雪災害対策本部等が設置されるような場合においては、工事現場における除雪に係る経費も大きくなるため、その場合の追加費用を見込んでいただけるよう備考に付記をお願いしたい。</p>	<p>【見送り】 工事現場の除雪費用は、事業体の判断により必要に応じてその費用を計上すべきものであり、また、現場管理費の内容でないことから現場管理費の備考欄に付記することは相応しくないと考える。また、他省庁との基準に準じて算出していることから改定は見送る。</p>
--	-----------	---	---

VI-3 水道配水管工事に係る戦略懇談会

令和4年6月8日、第4回水道配水管工事に係る懇談会を青森県八戸市で開催した。当日は、(株)クボタのICTを活用した施工管理システムの現場を視察した。また、続く意見交換会時は、令和4年4月に厚生労働省水道課に対し水道本管工事に関する要望書を提出したことを報告した。

令和4年9月13日、第5回水道配水管工事に係る戦略懇談会コアメンバー会議を全管連会館で開催した。当日は、国交省への水道行政移管の報告と共に、全管連役員に行った役員アンケートを元により活発な意見交換が行えるよう体制充実を図り引き続き検討していくことを確認した。

VI-4 建築・設備施工管理CPDS制度における本会の対応

建設業振興基金が行っている建築・設備施工管理CPD制度は、建築・設備施工管理分野の技術者が自主的に能力を研鑽する継続教育制度の運用を通じ、技術力の維持・向上を図ることを目的としており、全管連もこの運営に協力、その普及促進に努めている。

本会会員組合にもこの動きが広がり、プロバイダー（講習会実施者）登録を行い、自らが実施する講習会・研修会（プログラム）に対して、受講した組合員技術者にプログラム単位が付与されている。現在、本会所属団体関係では、札幌市管工事業協同組合、石川県管工事協同組合、長崎県管工事業協同組合連合会、(一社)千葉県上下水道インフラ整備協会等がプロバイダー登録を行っている。

令和3年4月1日からは、公共工事における経営事項審査において、CPD制度の単位が新たに評価項目として加わったことにより、今後さらに本制度が注目され、重要性が増していくものと考えている〔基金CPD HP : <https://www.fcip-cpd.jp>〕。

VI-5 外国人受入れに伴う特定技能に関する全管連の対応について

(1) 技能実習生からの転換

全管連では、技能実習生から特定技能制度への転換を図る会員企業に対し、外国人の適切かつ円滑

な受入れを実現できるよう、令和2年6月、制度の概要・ポイントを分かりやすくとりまとめた「配管職種に係る特定技能受入計画策定マニュアルー作成のポイントと様式記載事例集ー」を策定し、会員サービスを行っている。1号特定技能外国人を受入れる本会会員企業に全管連加入証明書を発行しているが、令和4年3月時点で延べ28都道府県273社に発行している。

(2) 「特定技能1号評価試験テキスト（配管）」の会員配布

建設分野の外国人受入れの取組みは、特定技能1号評価試験への対応として作成した「特定技能1号評価試験テキスト（配管）」を冊子化し、3,000部を会員へ配布した。

(3) 業務区分の統合

令和4年8月、これまでの建設分野の特定技能1号は19業務区分に分かれていたが、旧制度では、ある区分で特定技能の資格を取得した場合には、その業務以外に携わることができなかった。また、技能実習対象なのに特定技能にない職種があるなどの不整合もあったことを踏まえ、(一社)建設技能人材機構(JAC)は技能実習対象職種を含め、建設業に係る全ての作業を大きく3つの特定技能業務区分【土木】、業務区分【建築】、業務区分【ライフライン・設備】に再編した。これにより、特定技能外国人が従事可能な業務範囲が拡大し、柔軟に仕事ができるようになった。

統合後は、一般性の高い試験をJAC自らが実施し、作業を実際に行う本当の実技試験は行わない。また、当面外国での試験実施の予定はなく、東京を中心とした全国で試験を行うこととしている。

なお、試験合格ルートの入職者に対してはその技能レベルの低さを鑑みると何らかの講習等を準備せざるを得ないと考えますが、具体的な開催頻度や実施方法などの課題も多く、他職種の動向をみながら技術委員会を中心に検討していく。

VI-6 メータユニット漏水事例への対応

会員からのメータユニット漏水事例を受け、メータユニット製造団体であるステンレス埋設配管協議会メータユニット部会と、検満メーターの交換時に発生することがある漏水への対応について情報・意見交換を実施した。メータユニット部会の会員は、(株)マルホン、前澤給装工業(株)、(株)光明製作所、(株)タブチ、(株)日邦バルブ、(株)キッツ。全管連からは、本問題に関し千葉県水道管工事協同組合、川崎市管工事業協同組合及びさいたま市管工事業協同組合との打ち合わせ状況等を伝え、メータユニット部会からは製品改良の状況、メーカー毎のOリング交換手順書交換手順書の作成等の報告があった。また、各地の水道事業者を訪問し、漏水問題について説明をしていることを報告された。

本会は引き続き関係者との情報交換を行い、それを踏まえて本漏水問題の会員への周知を図るとともに、地元水道事業体等への働きかけ等今後の対応に関する参考情報を提供することとしている。

VI-7 給水装置工事配管技能検定会

(公財)給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会の令和4年度実施結果は下表のとおりである。本検定会の実施は、(公社)日本水道協会及び本会の後援のもと、実施都道府県支部においても協力を行っている。

本検定会の実施課程は、①全国標準、②ポリエチレン管、③地域オプション(ダクタイル鋳鉄管、ステンレス鋼鋼管コース、甲型分水栓取付工法-IIコース)となっている。また、本検定会合格者全員に「給水装置工事配管技能者証(カード)」を発行している。全国標準検定の受験料は37,000円(受験料に技能者証(カード)発行手数料2,000円含む)。

また、台風の影響により、検定会を1日開催できなかった支部もあった。

令和4年度給水装置工事配管技能検定会実施結果

開催地		令和4年度受検申込者数				計
		開催日	全国標準受検	免除	オプション受検	
1	北海道	4.04.20	73	9	0	82
2	青森県	4.11.05	26	8	0	34
3	岩手県	4.11.18	33	7	0	40
4	宮城県	4.09.28~29	52	11	0	63
5	秋田県	5.02.09	14	10	0	24
6	山形県	4.10.13	25	2	0	27
7	福島県	4.10.05	42	2	0	44
8	茨城県	(開催なし)				0
9	栃木県	(開催なし)				0
10	群馬県	(開催なし)				0
11	埼玉県	4.09.10	49	7	0	56
12	千葉県	4.09.15	63	9	0	72
13	東京都	4.11.02	108		0	108
14	神奈川県	5.03.04	69	3	0	72
15	新潟県	4.10.15	11	3	0	14
16	富山県	4.10.13	17	2	0	19
17	石川県	(開催なし)				0
18	福井県	(開催なし)				0
19	山梨県	(開催なし)				0
20	長野県	(開催なし)				0
21	岐阜県	4.10.07	12	1	0	13
22	静岡県	4.11.17	17	8	0	25
23	愛知県	(開催なし)				0
24	三重県	(開催なし)				0
25	滋賀県	4.11.12	19	2	0	21
26	京都府	4.11.12	34	9	4	47
27	大阪府	4.09.18~19	55	6	0	61
28	兵庫県	(開催なし)				0
29	奈良県	5.03.12	30	0	0	30
30	和歌山県	(開催なし)				0
31	鳥取県	(開催なし)				0
32	島根県	(開催なし)				0
33	岡山県	(開催なし)				0
34	広島県	5.02.18~19	30	2	0	32
35	山口県	4.10.15	13	1	0	14
36	徳島県	(開催なし)				0
37	香川県	4.09.10	54	5	0	59
38	愛媛県	(開催なし)				0
39	高知県	(開催なし)				0
40	福岡県	4.11.01	32	3	0	35
41	佐賀県	4.11.05	32	8	0	40
42	長崎県	(開催なし)				0
43	熊本県	4.11.26	30	2	0	32
44	大分県	(開催なし)				0
45	宮崎県	(開催なし)				0
46	鹿児島県	(開催なし)				0
47	沖縄県	(開催なし)				0
合計			940	120	4	1,064

VI-8 給水装置工事主任技術者試験等への対応

(1) 参考図書の作成・頒布

給水装置工事技術指針2020（給水工事技術振興財団、二刷発行）を参考文献とする試験問題集「これならわかる問題と解説（6訂第3版）」並びに平成29年度から令和3年度の5年間の試験問題を収録した「試験問題収録版」を作成・頒布した。

(2) 試験準備講習会

水道法に基づく給水装置工事主任技術者の資格取得の支援のため、受験参考図書の頒布に加え、平成26年度から所属団体が主催する給水装置工事主任技術者資格認定試験の準備講習会（2日間）に本会技術参与及び東京水道(株)社員の協力を得て、講師を13会場（宮城県石巻市、秋田市、山形市、福島県郡山市、さいたま市、東京都文京区、山梨県甲府市、新潟市、長野県上田市、富山市、石川県金沢市、鳥取県（WEB））に斡旋し、合計310名が受講した。

VI-9 給水装置工事主任技術者試験

（公財）給水工事技術振興財団が実施する本試験について、令和4年度は下記のとおり行われた。また、新型コロナウイルス感染症対策を行った。なお、本会においては会員各位への周知、斡旋図書の販売協力を行った。

(1) 指定試験機関 （公財）給水工事技術振興財団

(2) 受付期間 令和4年6月6日（月）～7月8日（金）

(3) 試験期日 令和4年10月23日（日） (4) 合格者発表 令和4年11月30日（水）

(5) 試験地 北海道（札幌市）、東北（仙台市）、関東（東京都千代田区、東京都新宿区、横浜市）、中部（名古屋市）、関西（大阪市）、中国四国（広島市）、九州（福岡市）、沖縄（那覇市）

(6) 試験科目の一部免除

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条の1の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理に係る1級又は2級の技術検定に合格した者（管工事施工管理技士1級又は2級）は、試験科目のうち「給水装置の概要」及び「給水装置施工管理法」の免除を受けることができる。

(7) 受験資格 給水装置工事に関して3年以上の実務経験を有する者。

(8) 令和4年度試験結果 受験者12,058名 合格者3,742名 合格率31.0%（前年比4.6%減）

VI-10 給水装置工事主任技術者 現地研修会

給水装置工事主任技術者研修は、給水装置工事事業者の5年更新制度に伴い、更新時に必要となる給水装置主任技術者の最新の技術や制度の習得を行うものであり、研修修了者は技術者証により証明される。

（公財）給水工事技術振興財団が実施する現地研修会について、本会は後援し都道府県連組合と連携して開催している。

(1) 開催回数・受講者

令和4年度は、全国13県で14回開催し、684名が受講した。

(2) 講習の概要及び講習考査試験

講習は、水道法、給水装置工事主任技術者の職務と役割、給水装置の構造及び材質、給水装置の事故事例と対策、給水装置工事における留意事項、給水装置の維持管理、給水装置及

び給水工事法に関する最新の技術情報の7項目を受講する。半日間受講し、講義後には学習成果試験が行われた。

(3) 講習テキスト

講習テキストは、「給水装置工事主任技術者研修テキスト」を用いた。

VI-11 技能五輪全国大会並びに技能グランプリ

VI-11-1 第60回技能五輪全国大会

- (1) 目的 国内の青年技能者の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して、技能の重要性、必要性をアピールすることにより、技能尊重気運の醸成を図ることを目的とする。

なお、今大会は新型コロナウイルス感染を考慮し、観客は事前登録の上、見学することができた。また、競技の様子がライブ配信された。

- (2) 主催 厚生労働省、中央職業能力開発協会
(3) 後援 国土交通省、経済産業省、文部科学省他
(4) 協力 全国管工事業協同組合連合会他
(5) 競技会場 配管職種：幕張メッセ（千葉県美浜区）
(6) 日程 ①選手会場下見 11月 4日（金） 幕張メッセ
②競技・公開水圧審査 5日（土） 〃
③成績発表 7日（月） 千葉ポートアリーナ
(7) 参加選手 配管職種33名（全41職種1,014名）
(8) 本会関係者で参画した委員等（順不同・敬称略）

競技主査	渡邊 弘 幸（全管連）	競技委員	金子 達之輔（全管連）
競技委員	吉野 賢 一（東京都）		
競技補佐員	神谷 晴 江（東京都）	競技補佐員	光村 徹（横浜市）
〃	田母神 友 梨（同）	〃	田中 顕 輔（同）
〃	島崎 卓 也（同）	〃	本田 泰 章（神奈川県水）
〃	田中 和 貴（埼玉県）	〃	鴨志田 慎 吾（同）
〃	加藤 純 一（同）	〃	太田 勝 晶（川崎市）
〃	早山 充 彦（同）	〃	山田 賢 幸（同）
運営委員	仲村 信 慶（全管連）	〃	依田 仁 朗（全管連）

※東京都連、埼玉県連、神奈川県連他の会員団体役職員の方々に競技運営他多大な協力をいただいた。

(9) 入賞者（敬称略） *は会員企業

金賞	東京都	嶺井 政明	西原工事(株)
銀賞	栃木県	石井 悠貴	(株)関電工北関東・北信越営業本部 栃木支店
銅賞	東京都	小林 信人	西原工事(株)
〃	山口県	中能 七海	(株)桐田商会

敢闘賞	群馬県	村田 涼輔	* (株)ヤマト
〃	東京都	塚本 悠斗	西原工事(株)
〃	愛知県	牧原 大斗	* 武田機工(株)滝工場 現業部
〃	栃木県	天海 弥大	(株)ハギワラ建設
〃	茨城県	小瀧 悠大	(株)関電工 東関東営業本部 茨城支店
〃	新潟県	布川 羽海	* (株)千代田設備
〃	群馬県	石田 修大	* (株)ヤマト

※金賞の嶺井 政明選手には厚生労働大臣賞が授与された。また、出場した女性選手2名が、それぞれ銅賞・敢闘賞を獲得し、活躍した。

(10) 参加選手所属員企業への助成

配管職種参加者の技能の向上・継承、また、技能大会を活性化するため、指導者派遣や本会会員企業の選手1名につき5万円の助成を行った(11組合、13名)。

(11) 競技課題 別掲(53頁)

VI-11-2 第32回技能グランプリ

第32回技能グランプリの開催については、厚生労働省が令和5年度の実施を調整しているため、令和4年度は開催されなかった。

VI-11-3 第46回技能五輪国際大会(特別開催)

(1) 目的 参加各国における職業訓練の振興及び技術水準の向上を図るとともに青年技能者(満22歳以下)の国際交流、親善を図る。なお、令和3年9月に予定されていた第46回技能五輪国際大会は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により令和4年10月に延期されていたが、中国・上海におけるロックダウンの影響により中止が決定した。これを受けて、代替措置が検討され、第46回技能五輪国際大会(特別開催)が正式な大会として、日本を含む15カ国で9月から11月にかけて分離開催されることとなった。

(2) 主催 ワールドスキルズインターナショナル

(3) 開催地 配管職種 ドイツ(ルール)

(4) 日程 競技 11月2日(水)～11日4日(金)

(5) 配管職種 20カ国20名が参加し、結果は以下の通り。

金賞・オーストリア、銀賞・フランス、銅賞・ハンガリー。日本からは、令和2年11月に愛知県で開催された第58回技能五輪全国大会の銀賞獲得者 板橋優斗選手(株)関電工・茨城県)が参加し、第10位(敢闘賞)となった。

VI-11-4 技能五輪全国大会・技能グランプリにおける講師派遣

若年入職者の減少、熟練技能者の高齢化・退職に伴い、担い手となる若年技能者の人材確保・育成が急務となっており、「モノづくり大国日本」を背負う人材を育成する事を目的として、技術技能向上に取り組んでいる。その一環として技能大会出場者への指導を行う講師派遣を行った。令和4年度は、技能五輪全国大会に係る指導者派遣を以下の組合主催で行った。

(1) 高松市上下水道工事業協同組合

実施日：令和4年8月23日（火）、24日（水） 場所：浦川設備興業㈱

講師：阿部弘之氏（本会技術参与）

VI-11-5 技能五輪全国大会出場企業の紹介

近年、継続して技能五輪全国大会に参加している浦川設備興業㈱（香川県高松市）の浦川和倫代表取締役等を取材し、技能五輪を通じた人材育成についてと題した取材を行った。

期日：令和5年3月30日（木）

場所：浦川設備興業㈱

VI-11-6 現代の名工による鼎談

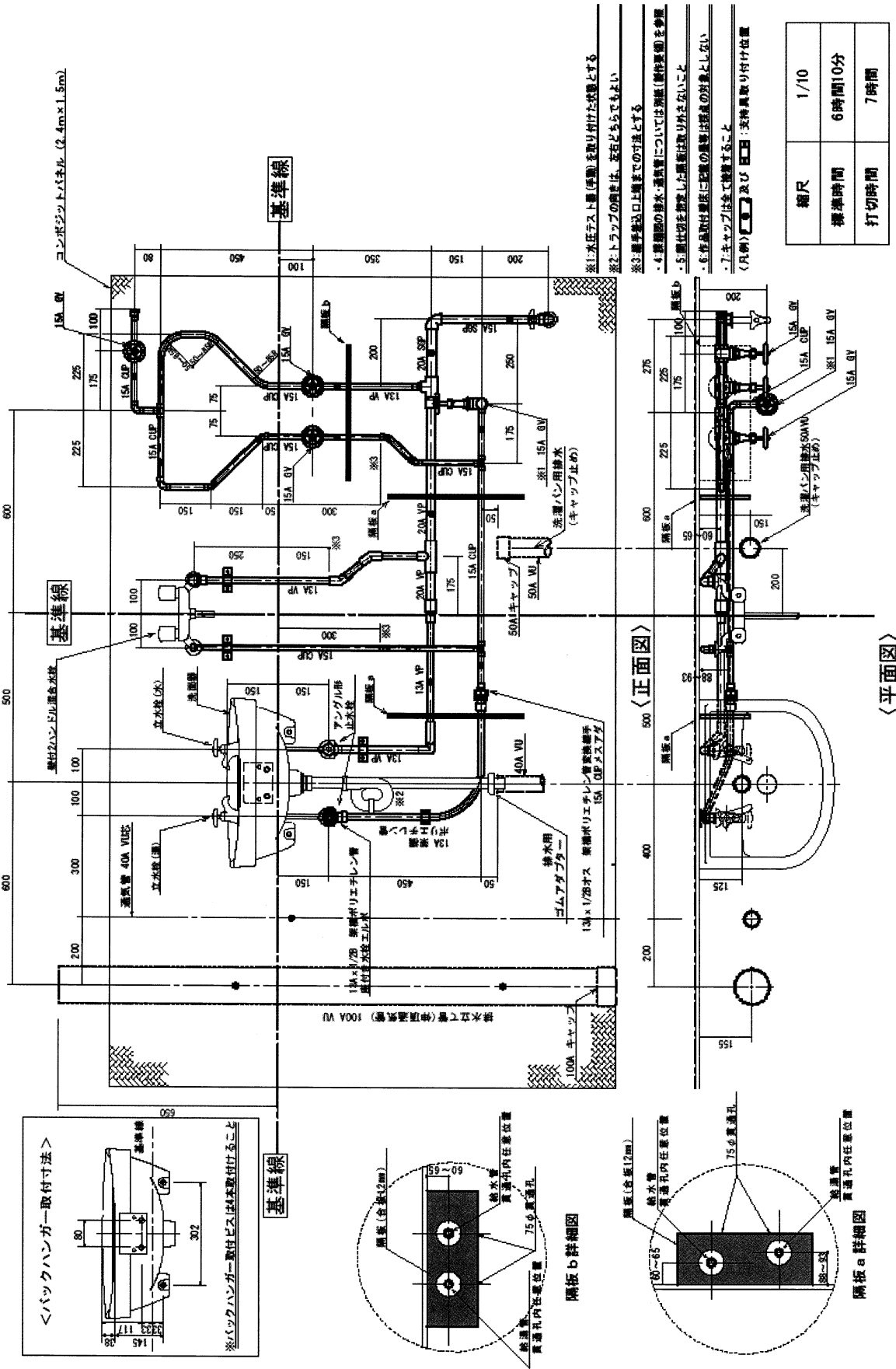
「現代の名工」を受賞した松本正美氏（全管連理事・技術部長）、石井敏明氏（新潟市管工事業協同組合・㈱千代田設備）、阿部弘之氏（全管連技術参与）による鼎談が以下の通り行われ、全管連ジャーナル令和5年5月号に掲載した。

期日：令和5年3月3日（金）

場所：㈱千代田設備

当日公表

第60回技能五輪全国大会「配管」職種競技課題図



VI-12 登録配管基幹技能者制度

VI-12-1 概要

配管工事の基幹的な技能者育成のため、(一社)日本空調衛生工事業協会、全管連、(一社)日本配管工事業団体連合会の3団体によって、平成15年度に「配管基幹技能者認定制度」を創設した。

その後、平成20年1月に建設業法施行規則が改正され、基幹技能者制度は国土交通大臣の登録講習制度として位置付けられ、経営事項審査において加点評価の対象となった。

これを受け、3団体では、登録講習実施機関として国土交通大臣の登録を受け、平成20年度より「登録配管基幹技能者講習」を実施し、新たな制度として「登録配管基幹技能者」を育成している。

VI-12-2 令和4年度登録配管基幹技能者講習の実施概要

令和4年度登録配管基幹技能者講習を、前期2会場、後期2会場の計4会場で開催し、受講者総数190名が受講、考査試験の結果183名が合格し、新たに登録配管基幹技能者と認定され「登録配管基幹技能者講習修了証」を交付した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、座席の間隔を取るなどの対策を行った。

(1) 開催期日・会場等

期	回	都道府県	開催期日	開催会場	受講者数 (特例/再試験者 含む)
前期	1	札幌	令和4年11月3日～5日	札幌市産業振興センター	57
〃	2	大阪	令和4年12月5日～7日	エル・おおさか	34
後期	3	東京	令和5年2月2日～4日	全国建設研修センター	63
〃	4	新潟	令和5年2月20日～22日	朱鷺メッセ	36
				合計	190

(2) 講習の概要及び講習考査試験

講習は、「令和4年度登録配管基幹技能者講習カリキュラム」により、3日間に亘って実施した。講習考査試験は、四肢択一と記述式を基本とし、テキストの持込禁止、試験日毎に問題を変更して実施した。

(3) 受講資格（下記に示す2つの条件を全て満たしていることが必要である）

- 1) 建設業法（昭和24年法律第100号）で定める管工事における配管施工の実務経験が10年以上でそのうち職長としての実務の経験が3年以上であること。
- 2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく1級配管技能士（建築配管）の資格を有すること。

VI-12-3 登録配管基幹技能者講習修了証の更新について

登録配管基幹技能者講習修了証の更新は、登録配管基幹技能者として求められる一定の能力水準が確保されていると確認された者に対して行うものとし、下記の基準に適合する者に対して新たな講習修了証を交付することとなっている。

- 1) 登録配管基幹技能者として従事していること。
- 2) 現に1級配管技能士の資格を有していること。
- 3) 能力確認試験で3問以上正答していること（4肢択一の問題5問）。

講習修了証の有効期限は、交付から5年。有効期限が過ぎ、講習修了証が無効になった場合、有効な講習修了証を得るためには、再度3日間の登録講習を受け、講習考査試験に合格する必要がある。令和4年度は更新対象者522名に対し実施し、令和5年3月現在で439名が申請中である。

また、登録配管基幹技能者講習修了証の更新料は8,000円としている。

VI-12-4 登録配管基幹技能者の資格者数の状況と本講習の開催地区の取扱いについて

令和4年度の講習会を終え、令和4年3月末現在で登録配管基幹技能者の資格者数は、47都道府県で全国総数4,104名となった。この登録基幹技能者制度は、配管基幹技能者の他、電気工事基幹技能者等42職種あり、令和4年3月末現在で登録基幹技能者資格者は、78,242名となっている。

また近年では、国・都道府県の公共工事の総合評価方式における評価・活用、元請企業の優良技能者認定等における活用が促進され、登録基幹技能者の確保・育成が広く期待されてきている。このような状況を踏まえ、本会では登録配管基幹技能者の増加に向けて、全国各地区での本講習会開催の申込みを募っている。本講習の開催に当たっては、毎年度、東京と大阪の開催を必須とし、地方開催については本講習委員会において実施計画を決定し開催しており、令和5年度は東京、大阪の他、地方での開催を予定している。なお、登録配管基幹技能者講習の受講者数は、近年コロナ禍の影響を受けていることや若年者の技能検定1級取得者が伸び悩んでいることもあり減少している。そのため、登録配管基幹技能者講習の受講料（42,000円）値上げを検討している。

VI-13 管工事・土木施工管理技術検定

VI-13-1 概要

1級施工管理技士は、特定建設業および一般建設業の許可基準である「営業所の専任の技術者」および、建設工事の現場に配置される「監理技術者」または「主任技術者」になれる。また、2級施工管理技士は、一般建設業の「営業所の専任の技術者」および「主任技術者」、さらに所定の指導監督の実務経験があれば、指定建設業以外の特定建設業の「営業所の専任の技術者」、「監理技術者」にもなる。

国土交通省では施工管理技術検定試験の受検者数減少、受検者・合格者の平均年齢も上昇傾向にあるため、若年層の受検機会の拡大や受検要件の緩和を進めている。平成29年度より2級土木施工管理技術検定の学科試験を年2回の実施に変更し、受験機会を拡大した。また、2級学科試験免除の有効期間の変更（管工事・土木共通）があり、2級学科のみ試験を合格した者は学科試験に係る合格発表日の属する年度の初日から起算して12年以内は学科試験が全部免除されることとなった。また、平成30年度より2級管工事施工管理技術検定の学科試験も年1回から年2回の実施に変更され、受験機会が拡大されている。なお、技術検定制度の改正（令和3年4月1日施行）が行われ、これまでの技術検定では、学科試験と実地試験の合格者を「技士」として称号を付与していたが、建設業法の改正により、第一次検定と第二次検定に再編成を行い、第一次検定の合格者を「技士補」（今回の改正により新設）、第一次検定及び第二次検定の両方の合格者に「技士」の称号を付与している。

本会では施工管理技術検定試験の資格取得指導として、関係団体が行う受験準備講習会ならびに図書斡旋、受験日程等について周知した。

VI-13-2 令和4年度試験結果

(1) 管工事施工管理技術検定

		一次（令和2年度までは学科）			二次（令和2年度までは実地）		
		受検者数	合格者数	合格率	受検者数	合格者数	合格率
1級		16,839	7,231	42.9%	6,618	3,769	57.0%
2級	前期	5,759	2,903	50.4%	8,316	4,962	59.7%
	後期 (一次のみ含む)	11,051	6,274	56.8%			

(2) 土木施工管理技術検定

		一次（令和2年度までは学科）			二次（令和2年度までは実地）		
		受検者数	合格者数	合格率	受検者数	合格者数	合格率
1級		38,672	21,097	54.6%	24,462	7,032	28.7%
2級	前期	16,041	10,175	63.4%	32,351	12,246	37.9%
	後期 (一次のみ含む)	27,641	17,565	64.0%			

VI-14 技能検定

VI-14-1 概要

技能検定は、国が働く人々の技能を一定の基準によって検定し、技能の高さを証明する国家検定制度である。技能検定の合格者には、厚生労働大臣名（特級、1級、単一等級）または都道府県知事名（2級、3級）の合格証書が交付され、技能士と称することができる。受検資格は、原則として、検定職種に関する実務経験が必要で、その年数は学歴や職業訓練歴等により異なる。また、一定の要件により実技試験又は学科試験が免除される場合がある。受検申請受付は、各都道府県職業能力開発協会となっており、受検手数料は検定職種ごとに各都道府県において定められている。

本会は中央職業能力開発協会が開催する中央技能検定委員会へ検定委員を2名派遣し、技能検定試験（建築配管職種）の課題作成等への協力を行っている。

また、令和3年度の試験より、本会がかねてから要望していた女性受検者への配慮として、受験者（男女共に）はパイプカッター（銅管・鋼管・塩ビ管用）や手動パイプねじ切り器（カセット式）の使用が認められるようになっている。

VI-14-2 令和4年度技能検定（配管職種）結果

・建築配管作業	1級	受検者1,320名	合格者556名	合格率42.1%
	2級	1,178名	482名	40.9%
	3級	470名	271名	57.6%
・プラント配管作業	1級	50名	24名	48.0%
	2級	41名	25名	60.9%

VI-14-3 改訂版 若年者のための建築配管施工基本実技シート

令和4年度も会員への配布や、広報誌での周知に努めた。

VI-15 （公社）日本水道協会の令和4年度配水管工技能講習会

VI-15-1 概要

配水管の布設工事の設計・施工は、水道システムを築く上で極めて重要であり、かつ現実性が要求

される。また、施設の更新時期を迎えつつある現在、新しい管路技術にも対応できる水道技術者の養成は従来にも増して重要となっている。(公社)日本水道協会では配水管工事事業者及び水道事業者の水道技術者を対象として、耐震継手管の配管・接合に関する知識や技能の修得を目的とした「配水管工技能講習会」を14会場で実施した。本会は会員各位に講習日程等の周知の協力を行った。

VI-15-2 受講者及び登録者数(全地方支部)

- ・耐震継手配水管技能登録者 令和4年度 1,526名、平成13～令和3年度 53,587名
- ・大口径技能登録者 令和4年度 702名、平成13～令和3年度 15,124名

VI-16 設備技術教育に対する協力

VI-16-1 全国設備工業教育研究会(略称:全設研)

(1) 令和4年度熊本大会協賛

全設研は全国の公立工業高校のうち設備工業科等を有する23校からなる研究会で、令和4年8月3日に熊本市において開催された。

(2) 技能検定の練習管材料提供

平成25年度から会員校の在校生で都道府県職業能力開発協会が実施する技能検定「配管(建築配管作業)」を受検する生徒に対し、本会では練習用管材料を無償で提供することで資格取得を応援している。今年度は次の提供を行った。

2級受検・10校63人(前年度9校65人) 3級受検・14校130人(同14校241人)

(3) 建設業界ガイドブックの贈呈

全設研会員各校に建設業界ガイドブック(発行・建設産業人材確保・育成推進協議会)5部を贈呈した。

(4) 山崎正恭衆議院議員による工業高校設備科等視察

公明党の山崎正恭議員は、かねてから管工事業界における新規入職者の減少を憂慮し、若い世代に関心を持ってもらうには教育との連携が必要で、工業高校で配管技術を学べる機会を整備していくことが非常に重要であると衆議院厚生労働委員会で発言されており、本会各県支部の協力のもと工業高校の視察を行った。

- ・4月25日 神奈川県立藤沢工科高等学校
- ・5月9日 三重県立四日市中央工業高等学校
- ・5月23日 沖縄県立南部工業高等学校

VI-16-2 (職) 全国建設産業教育訓練協会

富士教育訓練センターでは、管工事関係などのコースで令和4年度教育訓練生を募集した。この訓練生の募集を機関紙等に掲載し周知した。

VI-16-3 (一財) 地域開発研究所

(一財)地域開発研究所の管工事・土木施工管理技術研究会は、施工管理技士を目指す方のために受験準備講習会の開催、図書の頒布を行っており、本会では会員組合に図書の斡旋や機関紙にて周知した。

VI-17 浄化槽

VI-17-1 浄化槽の日

10月1日の「浄化槽の日」は、浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」（昭和58年5月19日交付法律第43号）が、昭和60年10月1日に施行されたことを記念して、昭和62年に当時の厚生省、建設省、環境庁の三省庁の主唱により設けられた。「浄化槽の日」を中心に、「浄化槽の日」実行委員会主催の全国浄化槽大会等の中央行事の他、全国各地で浄化槽関連行事が行われている。

今年度の中央行事である第36回全国浄化槽大会は、令和4年10月3日にホテルグランドヒル市ヶ谷で開催され、浄化槽の健全な普及促進を図り、生活環境保全、向上に寄与した功労者に対する表彰が行われた。

VI-17-2 浄化槽中央連絡協議会

浄化槽の設計、製造、施工、保守点検、清掃または消毒剤供給の業を営む者等が、相互の理解と緊密な協力関係を樹立することにより浄化槽の機能を保持し、浄化槽による水洗化の普及を促進し、環境衛生の向上および保全をはかるとともに、関連業界の健全なる発展に寄与することを目的に、昭和50年8月8日に設立された。現在の会員団体は次の8団体である。

浄化施設排水消毒管理協会、（一社）浄化槽システム協会、全国環境整備事業協同組合連合会、全国管工事業協同組合連合会、（一社）全国浄化施設保守点検連合会、

（一社）全国浄化槽団体連合会、（一社）日本環境保全協会、（一社）日本空調衛生工事業協会

令和4年7月8日には理事会・定期総会を開催したが、令和4年度は（一社）日本環境保全協会が事務局を務め、合併浄化槽整備事業の普及促進に向けての啓発活動及び、そのための教材、パンフレットを環境NGO・NPO団体に配布した。

Ⅶ 災害時等の対応に関する事項

Ⅶ－１ 災害対策担当理事会議

(1) 日時・場所

令和４年度第１回（第51回総務委員会合同）

令和４年12月８日 品川プリンスホテル・メインタワー

(2) 議題

1) 事業継続計画（BCP）について

2) 令和５年度事業計画について

Ⅶ－２ 災害備蓄品の購入

（一財）建設業振興基金の助成金を活用し、被災時に必要な以下の備蓄品を購入した。

災害・備蓄用トイレ、非常時保温アルミシート（寝袋型）・ブランケット、非常用ウェットタオル、非常用発電機・カセットガス、電工ドラム

Ⅶ－３ 自然災害等による主な水道被害

近年激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策等として、国は「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（令和３～７年度、令和２年12月閣議決定）」を策定している。上水道管路の耐震化として、基幹管路の耐震適合率の目標を令和７年度54%（令和２年度現在40.7%）に、自然災害発生時の大規模かつ長期的な断水リスクを軽減しようとしている。

(1) 大雨

８月３日から７日間にわたり、秋田、山形、新潟、福井県等で約1.4万戸が断水した。

(2) 台風

① 9月上旬、台風第14号により7日間にわたり、熊本、大分、宮崎県等で約1.3万戸が断水した。

② 9月下旬、台風第15号により13日間にわたり、静岡県で約7.6万戸が断水した。静岡市上下水道局から静岡市水道局指定工事店協同組合・清水管工事システム協同組合に「災害時応急対策活動に関する協力協定」に基づく協力要請があり、組合員19社38名と給水タンク運搬用車両10台が当局の指示に従って応急給水活動を行った。崩落した水管橋は清水組合員２社によって仮設配管を布設するとともに、7班19社延べ153名が水道局職員とともに配水管内のエア抜きや洗管作業を行った。

これらの断水対応について、静岡県連の鎌田理事長が第351回理事会（令和４年10月18日）にて報告を行うとともに、機関紙「全管連ジャーナル」12月号に寄稿した。

(3) 寒波

令和５年１月20日からの大雪等により8日間にわたり、石川、三重、大分県等で約1.4万戸が断水した。

Ⅷ 決算関係書類に関する事項

Ⅷ-1 貸借対照表

貸借対照表

令和5年4月30日現在

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】		【流動負債】	
現金・預金	268,062,256	未払費用	50,213,173
未収金	47,900,769	前受金	3,792,591
商 品	92,134	短期借入金	10,200,000
前払費用	818,060	預り金	65,618,347
立替金	75,590	法人税等引当金	7,997,000
貸倒引当金	△ 50,000	未払消費税	761,400
流動資産計	316,898,809	賞与引当金	2,000,000
		流動負債計	140,582,511
【固定資産】		【固定負債】	
〔有形固定資産〕		長期借入金	49,000,000
建物	235,676,845	預り保証金	4,029,840
建物附属設備	25,620,727	退職給与引当金	34,491,494
構築物	921,301	固定負債計	87,521,334
什器備品	2,317,008	負債合計	228,103,845
土地	46,100,000		
有形固定資産計	310,635,881	純 資 産 の 部	
〔無形固定資産〕		【組合員資本】	
ソフトウェア	633,334	出 資 金	157,418,000
無形固定資産計	633,334	基 金	375,000
[外部出資その他の資産]		出 資 金 計	157,793,000
投資有価証券	81,626,400	〔利益剰余金〕	
関係団体出資金	3,000	利益準備金	75,900,000
外部出資その他の資産計	81,629,400	〔その他利益剰余金〕	
固定資産計	392,898,615	(1)教育情報費用繰越金	4,400,000
		(2)組合積立金	
		特別積立金	107,851,095
		会館改修積立金	14,500,000
		災害救援基金	45,613,082
		周年記念積立金	9,541,770
		技能競技積立金	12,650,000
		組合積立金計	190,155,947
		(3)当期末処分剰余金	
		当期純利益金額	21,683,459
		前期繰越剰余金	31,761,173
		当期末処分剰余金計	53,444,632
		その他利益剰余金計	248,000,579
		利益剰余金計	323,900,579
		組合員資本計	481,693,579
		純資産合計	481,693,579
資 産 合 計	709,797,424	負債及び純資産合計	709,797,424

財 産 目 録

令和5年4月30日現在

摘 要		金 額
資 産 の 部		円
流動資産		
現金・預金		268,062,256
	現金	594,586
	普通預金 みずほ・大塚	9,726,694
	定期預金 特別積立金引当 みずほ・大塚	121,800,000
	〃 退職給与引当 みずほ・大塚	34,491,494
	〃 災害救援基金引当 みずほ・大塚	45,613,082
	〃 会館改修引当 三井住友・池袋	14,500,630
	〃 周年記念引当 三菱UFJ・大塚	9,549,687
	振替貯金 ゆうちよ銀行	52,080
	普通預金 技能競技引当 みずほ・大塚	12,650,000
	〃 福祉共済保険口座 三菱UFJ・池袋	7,781,755
	〃 法定外労災 〃 りそな・大塚	2,029,996
	〃 傷害総合 〃 三菱UFJ・大塚	59
	〃 工事賠償 〃 みずほ・池袋	3,120,978
	〃 特定技能 〃 みずほ・大塚	6,151,215
未 収 金		47,900,769
	管工事賠償保険掛金他	41,974,759
	機関誌ジャーナル・ニュース広告掲載料	2,230,800
	特定技能受入負担金他	3,695,210
商 品		92,134
	主任技術者試験問題集等の期末在庫	92,134
前 払 費 用		818,060
	通常総会航空機チケット代他	818,060
立 替 金		75,590
	テナント電気料金	75,590
貸 倒 引 当 金		△ 50,000
	令和4年度引当	△ 50,000
	流動資産計	316,898,809

財 産 目 録

令和5年4月30日現在

	摘 要	円	金 額 円
資 産 の 部			
固 定 資 産			
[有形固定資産]			
建 物	平成31(2019)年2月12日竣工 鉄骨造 地上4階建 制震構造 建築面積 163.37㎡ (49.41坪) 延べ面積 622.40㎡ (188.27坪)	235,676,845	235,676,845
建物附属設備	新会館の電気設備、給排水衛生設備、 空調換気設備、昇降機設備他	25,620,727	25,620,727
構 築 物	新会館の外構	921,301	921,301
什 器 備 品	パソコン、ファイルサーバ他	2,317,008	2,317,008
土 地	昭和52(1977)年11月17日購入 宅地 195.07㎡ (59.1坪) 所在地：東京都豊島区北大塚3-30-10	46,100,000	46,100,000
	(有形固定資産計)		310,635,881
[無形固定資産]			
ソフトウェア	会員管理システム	633,334	633,334
	(無形固定資産計)		633,334
[外部出資その他の資産]			
投資有価証券	第163回利付国庫債券 (償還：2037年12月20日)	78,906,400	81,626,400
	T&Dホールディングス(株) 株式 1,600株	2,160,000	
	共栄火災海上保険(株) 株式 2株	560,000	
関係団体出資金	東京都中小企業団体中央会	3,000	3,000
	(外部出資その他の資産計)		81,629,400
	固 定 資 産 計		392,898,615
資 産 合 計			709,797,424

財 産 目 録

令和5年4月30日現在

摘 要		金 額
負債の部		
流動負債		円
未払費用		円
	管工事賠償他保険手数料他	41,029,760
	機関誌ジャーナル・ニュース印刷費他	2,456,610
	配管技能検定会業務手数料	1,430,502
	社会保険料他	5,296,301
前受金		3,792,591
	令和5年度賦課金	2,522,400
	会館貸室料	1,270,191
短期借入金		10,200,000
	新会館建設に係る借入金のうち、 返済期間1年以内のもの	10,200,000
預り金		65,618,347
	管工事賠償保険預り金	49,868,655
	福祉共済保険預り金	5,606,163
	法定外労働災害保険預り金	1,061,517
	特定技能預り金他	9,082,012
法人税等引当金		7,997,000
	当期に属する法人税等引当金	7,997,000
未払消費税		761,400
	当期に属する未払消費税	761,400
賞与引当金		2,000,000
	上期賞与当期対応	2,000,000
	流動負債計	140,582,511
固定負債		
長期借入金		49,000,000
	新会館建設に係る借入金のうち、 返済期間1年を超えるもの	49,000,000
預り保証金		4,029,840
	貸室保証金	4,029,840
退職給与引当金		34,491,494
	当期末残高	34,491,494
	固定負債計	87,521,334
負債合計		228,103,845
正味資産の部		
正味資産		481,693,579

Ⅷ-3 損益計算書

損 益 計 算 書

自 令和 4年 5月 1日

至 令和 5年 4月30日

科 目	予 算 額	実 績 額	増 減
	円	円	円
1. 事業収益の部			
(1) 出版物頒布代	32,240,000	34,432,920	2,192,920
(2) 受入広告料	14,830,000	16,189,549	1,359,549
(3) 受入講習会手数料	27,050,000	26,796,318	△ 253,682
(4) 受入共済手数料	167,320,000	166,799,162	△ 520,838
内訳①福祉共済	6,120,000	6,097,954	△ 22,046
②法定外労災	10,100,000	10,315,762	215,762
③管工事賠償	148,800,000	147,790,626	△ 1,009,374
④中央会業務災害他	2,300,000	2,594,820	294,820
(5) 事業経費補助金等収入	7,910,000	6,835,263	△ 1,074,737
(6) 教育情報費用繰越金取崩	4,000,000	4,000,000	0
事業収益合計	253,350,000	255,053,212	1,703,212
2. 賦課金等収入の部			
(1) 賦 課 金	47,640,000	48,140,400	500,400
(2) 賛 助 会 費	5,500,000	6,262,000	762,000
賦課金等収入合計	53,140,000	54,402,400	1,262,400
3. 事業費用の部			
(1) 当期仕入図書	4,960,000	5,007,746	47,746
(2) 教育情報事業費	21,930,000	18,960,765	△ 2,969,235
(3) 出版物作成費	9,980,000	8,322,885	△ 1,657,115
(4) 技術指導費	34,720,000	30,564,070	△ 4,155,930
(5) 情報収集費	700,000	603,737	△ 96,263
(6) 指導連絡費	4,550,000	3,042,638	△ 1,507,362
(7) 支払共済手数料	69,570,000	67,509,412	△ 2,060,588
内訳①法定外労災	650,000	633,708	△ 16,292
②管工事賠償	68,920,000	66,875,704	△ 2,044,296
(8) 事業拡充費	14,000,000	12,187,442	△ 1,812,558
(9) 建設業振興基金助成事業費	3,020,000	2,406,798	△ 613,202
(10) 災害対策費	700,000	297,537	△ 402,463
(11) 事業人件費	34,250,000	37,429,088	3,179,088

科 目	予 算 額	実 績 額	増 減
(12) 法定福利・厚生費	7,650,000	7,516,955	△ 133,045
(13) 通信・電話費	1,790,000	1,353,798	△ 436,202
(14) 事務用品費	2,540,000	2,389,041	△ 150,959
(15) 交通費	2,360,000	2,115,798	△ 244,202
(16) 水道光熱費	740,000	883,252	143,252
事業費用合計	213,460,000	200,590,962	△ 12,869,038
事業総利益金額	93,030,000	108,864,650	15,834,650
4. 一般管理費の部			
(1) 総 会 費	6,200,000	5,677,226	△ 522,774
(2) 会 議 費	23,050,000	23,555,927	505,927
(3) 功 労 者 顕 彰 費	1,350,000	810,000	△ 540,000
(4) 青 年 部 活 動 費	3,000,000	3,000,000	0
(5) 賛 助 会 員 関 係 費	500,000	454,546	△ 45,454
(6) 役 員 報 酬	20,610,000	14,197,200	△ 6,412,800
(7) 人 件 費	14,680,000	16,028,176	1,348,176
(8) 法定福利・厚生費	3,280,000	3,210,279	△ 69,721
(9) 中 退 共 掛 金	1,260,000	1,260,000	0
(10) 通信・電話費	770,000	580,484	△ 189,516
(11) 印 刷 費	350,000	98,160	△ 251,840
(12) 事務用品費	1,100,000	1,023,876	△ 76,124
(13) 図 書 費	160,000	100,613	△ 59,387
(14) 交 通 費	1,020,000	906,799	△ 113,201
(15) 慶 弔 費	700,000	203,150	△ 496,850
(16) 交 際 費	500,000	245,666	△ 254,334
(17) 研 修 費	50,000	0	△ 50,000
(18) 広 告 宣 伝 費	700,000	765,000	65,000
(19) 関係団体負担金	3,140,000	3,119,000	△ 21,000
(20) 器 具 備 品 費	500,000	116,500	△ 383,500
(21) 水道光熱費	320,000	378,538	58,538
(22) 租 税 公 課	120,000	113,612	△ 6,388
(23) 顧 問 料	1,200,000	1,200,000	0
(24) 支 払 手 数 料	860,000	713,746	△ 146,254
(25) 雑 費	300,000	180,503	△ 119,497
(26) 減 価 償 却 費	2,400,000	1,856,902	△ 543,098
一般管理費合計	88,120,000	79,795,903	△ 8,324,097
事業利益金額	4,910,000	29,068,747	24,158,747

科 目	予 算 額	実 績 額	増 減
5. 事業外収益の部			
(1) 受 入 利 息	320,000	376,085	56,085
(2) 雑 収 入	500,000	2,299,759	1,799,759
(3) 貸倒引当金戻入	50,000	50,000	0
(4) 賞与引当金戻入	4,800,000	4,800,000	0
(5) 会館貸室料	8,300,000	10,565,280	2,265,280
(6) 会館管理料	680,000	880,440	200,440
(7) 会館雑収入	880,000	880,440	440
事業外収益合計	15,530,000	19,852,004	4,322,004
6. 事業外費用の部			
(1) 貸倒引当金繰入	50,000	50,000	0
(2) 賞与引当金繰入	4,800,000	4,800,000	0
(3) 退職給与引当金繰入	1,200,000	1,200,000	0
(4) 支 払 利 息	240,000	191,695	△ 48,305
(5) 会館租税公課	1,600,000	1,631,400	31,400
(6) 会館維持費	3,330,000	2,748,099	△ 581,901
(7) 会館改修費	500,000	0	△ 500,000
(8) 会館雑費	100,000	52,240	△ 47,760
(9) 会館減価償却費	7,620,000	7,566,858	△ 53,142
事業外費用合計	19,440,000	18,240,292	△ 1,199,708
経常利益金額	1,000,000	30,680,459	29,680,459
7. 特別利益の部	0	0	0
特別利益合計	0	0	0
8. 特別損失の部			
(1) 予 備 費	1,000,000	1,000,000	0
特別損失合計	1,000,000	1,000,000	0
税引前当期純利益金額	0	29,680,459	29,680,459
税 等	0	△ 7,997,000	△ 7,997,000
当期純利益金額	0	21,683,459	21,683,459

VIII-4 剰余金処分案

剰余金処分案

自. 令和4年 5月 1日
至. 令和5年 4月30日

(単位:円)

I. 当期未処分剰余金

当期純利益金額	21,683,459	
前期繰越剰余金	<u>31,761,173</u>	<u>53,444,632</u>

II. 剰余金処分額

利益準備金	2,500,000	
教育情報費用繰越金	5,000,000	
組合積立金		
特別積立金	2,500,000	
会館改修積立金	<u>2,500,000</u>	<u>12,500,000</u>

III. 次期繰越剰余金

40,944,632

監 査 報 告 書

中小企業等協同組合法第40条第5項により、連合会から受領した令和4年度決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及び事業報告書を監査した。

1. 監査方法の概要

決算関係書類及び事業報告書の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、理事会議事録の閲覧、重要な事業の経過報告の聴取その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

2. 監査結果の意見






- (1) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、連合会の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと認める。
- (2) 剰余金処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、連合会の状況を正しく示している。

3. 追記情報

決算関係書類について記載事項はない。

令和5年5月19日

全国管工事業協同組合連合会

代表監事	木	村	平	
監 事	小	関	正 幸	
"	渡	邊	宇之助	
"	安	井	健	
"	福	田	悦 雄	

第 2 号議案 令和 5 年度事業計画、収支予算並びに
経費の賦課及び徴収方法決定の件

I 令和 5 年度事業計画（案）

自 令和 5 年 5 月 1 日

至 令和 6 年 4 月 30 日

〔基本方針〕

・全管連の組織見直しの対応

本会では、創立 60 周年を迎えたことを契機に、全管連の体制等の見直し及び強化を掲げ組織見直しの検討を行い定款・規約の改正等を行った。令和 5 年 7 月 3 日の通常総会から第 33 期の新体制が始動する。部会、委員会等の円滑かつ早期の活動開始など新体制における事業展開を目指す。

・水道行政の移管への対応について

政府は、厚生労働省が所管する水質整備・管理行政を国土交通省と環境省に、食品衛生基準行政を消費者庁に移管するための「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案」を 5 月 19 日に第 211 回通常国会で可決・成立した。法案では、水道法に加えて関係 3 省の設置法など計 24 法を改正し、水道法による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣・環境大臣に移す。施行日は、令和 6 年 4 月 1 日（移管後の行政運営体制や各業務の具体的な事項は、今後政省令等で規定される）。本会では、水道行政移管に際しての予算・体制確保及び業界振興施策充実等を自由民主党の水道事業促進議員連盟、公明党の上水道・簡易水道整備促進議員懇話会所属国会議員等与党議員に要望を展開し、厚生労働省、国土交通省との意見交換を行っていくこととする（2 頁概説を参照）。

・令和 5 年度通常総会・全国大会等の開催

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 3 年度は開催規模を縮小し通常総会、理事会だけを愛媛県松山市で開催し全国大会及び関連行事は中止し、令和 4 年度は当初予定の約 7 割の人数制限により長野県軽井沢町で通常総会・全国大会・関連行事を開催した。令和 5 年度の通常総会・全国大会等は、再び四国ブロックの愛媛県支部にて、全国からの参加者の安全に配慮してフルスペックで開催できるように準備する。

〔重点事項〕

1. インボイス制度への対応

令和 5 年 10 月 1 日から消費税に係るインボイス制度が導入されることとなっており、本会及び会員組合の財務へ影響が予想される。本会では、顧問税理士の指導を受けて経理部を中心に免税事業者の会員組合への対応等について検討を行い、インボイス制度開始までに方針を決定して会員組合に周知する。

2. 建設キャリアアップシステム（CCUS）の更なる普及と活用促進について

（一社）建設業振興基金が公表する建設技能者・事業者の登録状況は、令和5年3月末現在、技能者では建設業全体の約37%に当たる約114万人、事業者（建設業許可業者数）においては約35%の22万事業者が登録し、年々浸透しているもののまだまだ道半ばの状況である。

こうした中、本会会員企業も未登録企業が圧倒的に多いことを踏まえ、国交省に対し、地方公共団体発注の設備の工事及び水道配水管工事において、経営事項審査や総合評価方式における加點等でメリットを明確化し、本会会員企業の登録増につながる方策を講じるよう申し入れている。令和5年度は、事業者、技能者の登録を会員に呼びかけるとともに、「技能者の能力評価制度」の活用をさらに促進し、併せて「専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度」について、引き続き先行職種の動向等を見つつ検討する。

3. 水道配水管工事に係る受注拡大について

本会の会員企業が今後、水道配水管布設工事に今まで以上に従事し、かつ、適正利潤を確保できるよう、補助金・歩掛り改正要望、工事契約において管工事組合の優位性を高める方法、管路DB方式の普及等について、水道配水管工事に係る戦略懇談会を改組し、新定款・規約に基づく新委員会を組織し更に検討を行うとともに、令和4年4月に厚生労働省水道課に要望した事項について必要な対応を進める。

4. 時間外労働の上限規制への対応について

建設業においては、36協定で定めた時間外労働の上限規制の適用が猶予されている。令和6年4月1日以降、原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情（特別条項）がなければこれを超えることができなくなる。水道局等から受託している夜間・休日待機業務等における労働時間管理について注意喚起を行う。

5. 共済制度の加入促進について

全国団体としてのスケールメリットや優位性を最大限活用し、会員企業の安定した経営と健全な発展に資するため、福利厚生面の充実として「管工事賠償補償制度」、「法定外労働災害補償制度」及び「福祉共済制度」の充実及び加入促進を図り、加入率を増加させる。特に、管工事賠償制度への加入増による損害率の増加に対応するため、引き続き損害率の安定化に向けた対策を図り、令和5年11月始期より「地盤崩壊危険補償特約」の導入を予定している。また、法定外労災の始期契約から新たに導入する「傷害総合補償制度」の加入促進も図る。

6. 業界PR及び入職促進のための資料等の作成

業界PR及び技術者・技能者の入職促進のため、管工事の内容自体を紹介する広報資料として工業高校生、中学生等を対象とした職業紹介の漫画を作成するとともに、求人活動の支援に繋がるよう、求人票のデジタルファイリングシステム「Handy進路指導室」の利用を周知する。

また、水道週間等で配布しているチラシ・ポスターにより、修繕時のトラブル防止や悪徳商法に関する情報の提供を行う。

7. 建設工事における安全衛生経費の確保について

国土交通省では令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提

言)」をとりまとめた。この提言を踏まえ「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG（座長・芝浦工業大学建築学部建築学科教授・蟹澤宏剛氏）」を設置し、安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策として、「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及について検討を行っている。「管」に係る専門工事業団体として意見を集約していく。

8. 建設分野における特定技能制度による外国人材の受入れについて

外国人材の受入れへの対応として、全管連では、これまで技能実習生から特定技能制度への転換を図る会員企業に対し、そのサポート、指導・助言を会員サービスの一環として行っているが、令和5年度も継続して行う。また、1号特定技能試験合格者に対して、国内における講習の受講を必要とすることについて（一社）建設技能人材機構等と意見交換を行っていく。具体的な開催頻度や実施方法などの課題も多く、他職種の動向をみながら技術委員会を中心に検討を進める。

9. 給水装置工事主任技術者の資質の維持・向上及び配管技能者の資格の明確化・活用について

水道事業者は、指定給水装置工事事業者による指定更新の申請時に、事業運営に関する基準（改正水道法第25条の8）に従い、給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況、適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況を確認することを求められている。

本会では、（公財）給水工事技術振興財団の現地研修会及び給水装置工事配管技能検定会について、都道府県連組合と連携して積極的に協力する。また、水道事業者の条例、規程に技能を有する者の具体的な資格名称が明記されるよう要望を行う。なお、給水装置工事配管技能検定会は、現状の作業現場にそぐわなくなっている工具や資機材の使用実態等も踏まえて、検定会の在り方について給工財団と協議を開始することとする。

〔実施事業〕注〔1.総務 2.経理 3.経営 4.広報 5.事業 6.技術 7.災害 ○で囲んである項目は共通。〕

〔総務〕

1-①. 組織の充実強化に関する事項

- (1) 協同組合連合会への組織化の推進
- (2) 未加入組合に対する連合会への加入促進
- (3) 法人格（協同組合）の取得指導
- (4) 運営機構の将来的検討
- (5) 組織等の見直し及び定款等の一部改正
- (6) 全管連版BCPの検討
- (7) 青年部協議会の指導育成

1-2. 業界功労者の表彰に関する事項

- (1) 叙勲、叙位候補者の推せん
- (2) 国家褒章候補者の推せん
- (3) 国土交通大臣表彰候補者の推せん
- (4) 優秀施工者国土交通大臣顕彰、青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰候補者の推せん
- (5) 厚生労働大臣表彰候補者の推せん
- (6) 安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者の推せん
- (7) 国土交通省土地・建設産業局長感謝状候補者の推せん

- (8) 浄化槽の日国土交通省土地・建設産業局長表彰候補者の推せん
- (9) 日本建築衛生管理教育センター会長表彰候補者の推せん
- (10) 関係機関に対する表彰候補者の推せん
- (11) 本会表彰規程による功労者の表彰

1-3. 賛助会員に関する事項

- (1) 賛助会員に対する資料等の配布
- (2) 賛助会員に対する業界情報の提供
- (3) 賛助会員との交流
- (4) 関連団体・企業に対する加入促進
- (5) 第2賛助会員に対する会員証明書の発行

1-4. 国際交流に関する事項

- (1) 関係諸機関・同業団体との交流
- (2) 海外事情の調査研究

1-5. 陳情、請願に関する事項

- (1) 水道行政移管に関する予算・体制確保及び業界振興施策充実等の要望
- (2) 改正品確法及び運用指針の周知・指導、積算基準の見直しと工事発注の平準化促進に関する陳情
- (3) 指定給水装置工事事業者の更新制度の適正運用に関する陳情
- (4) 働き方改革の推進に関する要望
- (5) 公共事業費予算（上下水道・住宅対策等）の確保に関する陳情
- (6) 業界関連資格の取得と活用に関する陳情
- (7) 税制改正（中小企業関係）に関する陳情
- (8) 教育機関における「設備工業科」の設置要望
- (9) 工期・工程の適正化に関する陳情
- (10) 技能競技大会に関する陳情
- (11) その他業界意見の陳情、請願

1-6. 行政官庁、関係機関への協力・関係法規の周知に関する事項

- (1) 改正関係法規に関する周知
- (2) 改正品確法・運用指針、改正建設業法、改正入契法のいわゆる担い手3法に関する周知
- (3) 指定給水装置工事事業者の更新制度の周知
- (4) 国の中小企業施策の周知
- (5) その他諸制度に関する周知

1-7. 関係協議会への参加と運営協力に関する事項

- (1) (一社)住宅リフォーム推進協議会
- (2) 貯水槽管理中央協議会
- (3) (一社)建設産業専門団体連合会
- (4) その他関係協議会

1-8. 講習会等の実施に関する事項

- (1) 事務局研修会の実施
- (2) 各種講習会、説明会、講演会の実施
- (3) ITを活用した組合役職員向けの教育情報提供

1-9. 全管連会館に関する事項

- (1) 全管連会館の管理運営

- (2) 災害対応の拠点となる施設の活用

〔経理〕

2－①. 財務に関する事項

- (1) 財務基盤の整備検討
- (2) 中長期的な財政計画の策定
- (3) 利益率向上のためのコストの縮減

2－2. 助成制度に関する事項

- (1) 重点事項等を円滑に推進するための助成制度の検討

2－3. 法令の改正等に関する事項

- (1) 法令の改正等に係る情報収集
- (2) 説明会の開催、機関誌紙への掲載などによる会員への広報・周知

〔経営〕

3－1. 経営事項審査制度に関する事項

- (1) 制度の普及・指導
- (2) 労働福祉の充実指導
- (3) 建設業経理士・建設業経理事務士の資格取得指導
- (4) 防災活動に貢献する者に対する経審評価の周知

3－2. 建設産業構造改善推進に関する事項

- (1) 全国労働衛生週間への協力
- (2) 建設産業活性化事業助成金の活用
- (3) 多様な建設生産・管理システムの形成
- (4) 経営力・施工力の強化
- (5) 元請・下請関係の適正化
- (6) 人材の確保・育成

3－3. 建設産業における建設生産システム合理化指針の普及促進に関する事項

- (1) 総合工事業者と専門工事業者の役割と責任の明確化
- (2) 適正な契約の締結
- (3) 適正な施工体制の確立
- (4) 建設労働者の雇用条件等の改善

3－④. 労務に関する事項

- (1) 若年労働力の確保と資質の向上指導
- (2) 公共事業労務費調査の周知
- (3) 賃金台帳の調製、保存の指導
- (4) 建設産業における労働時間短縮の普及促進
- (5) 時間外労働の罰則付き上限規制への対応
- (6) 女性・高齢者の職場環境の整備促進
- (7) 安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書の検討
- (8) 外国人技能実習制度の調査、研究
- (9) 特定技能外国人受入れに伴うJ A Cへの支援・協力

3－⑤. 調査、統計に関する事項

- (1) 会員に対する事業活動等の実態調査
- (2) 所属員に対する経営および技術、技能に関する事項等の実態調査
- (3) 関係法規ならびに諸制度に関する調査、指導
- (4) 新工法、新技術の調査、研究、指導

3-6. 諸融資・債務保証制度の周知に関する事項

- (1) 国等による諸制度の周知
- (2) (一財)建設業振興基金の諸事業の周知
- (3) 下請セーフティネット債務保証の周知
- (4) 事業資金に対する融資制度の周知
- (5) その他中小企業関係諸制度の周知

3-7. 管工事業の合理化に関する事項

- (1) 経営の効率化促進指導
- (2) 事業承継対策の調査、研究
- (3) 職場環境の改善と活性化促進指導
- (4) 社会保険加入の促進
- (5) 官公需適格組合の取得状況等の調査（CCUS、特定技能、準会員制度、機関誌）

3-8. 水道事業における官民連携による受託の推進に関する事項

- (1) 官民連携の調査及び調査結果の周知

3-9. 建設キャリアアップシステム等に関する事項

- (1) 技能者の能力評価制度の周知・活用
- (2) 企業施工能力等の見える化評価制度への対応
- (3) 建設業の一人親方問題への対応

〔広報〕

4-1. 情報の提供に関する事項

- (1) 機関紙「全管連ニュース」の発行
- (2) 機関誌「全管連ジャーナル」の発行
- (3) 全管連ホームページの活用
- (4) 諸媒体による情報の提供

4-2. 水道週間・パイプ月間に関する事項

- (1) 「水道週間」行事への参画と業界PRの推進
- (2) パイプ月間における行事の円滑なる推進

4-3. 全管連の使命と事業のPR活動に関する事項

- (1) 本会の事業に関する広報宣伝
- (2) 管工事業のイメージアップに関するPR対策
- (3) 関係団体への協力並びに広報活動の推進
- (4) 「水の写真コンテスト」への後援
- (5) 業界PR動画及び入職PRポスターの活用
- (6) 職業紹介パンフレットの活用
- (7) 若年者入職促進のための漫画の配布・活用
- (8) 組合ホームページ及び機関誌紙拡充の推進
- (9) 会員組合機関誌紙の実態調査

4-4. 悪徳商法に対する対応

- (1) 悪徳商法に関する情報提供
- (2) 修繕時のトラブル防止

〔事業〕

5-1. 福利厚生に関する事項

- (1) 全管連・福祉共済制度の充実及び普及促進
- (2) 全管連・法定外労働災害補償制度と傷害総合補償制度の充実及び普及促進
- (3) 全管連・管工事賠償補償制度の充実、普及促進及び事故防止対策
- (4) 全国中央会・業務災害補償制度の普及促進
- (5) AIG損害保険・業務災害総合保険「ハイパーメディカル」の普及促進
- (6) がん保険制度に関する対応
- (7) 従来 of 厚生年金基金制度に代わる福利厚生制度の研究
- (8) 福利厚生諸制度の開発・促進

5-2. 図書等の発刊に関する事項

- (1) 技術・経営図書の発刊とあっせん頒布
- (2) 全管連手帳・全管連団体要覧の発行頒布

5-3. 貯水槽関係に関する事項

- (1) 貯水槽清掃作業従事者研修の指導者の育成
- (2) 貯水槽清掃作業従事者研修用テキストの頒布
- (3) 貯水槽清掃作業監督者の資格取得案内
- (4) 貯水槽清掃作業監督者の再講習受講の案内

〔技術〕

6-①. 技術、技能に関する事項

- (1) 国家資格の取得指導と有効的活用
- (2) 管工事施工管理技術検定及び技能検定（建築配管職種）に対する協力
- (3) 施工管理技士及び技能士の確保のための取組み
- (4) 各種技術者講習会の受講指導
- (5) 新入社員、従業員の技術技能教育の協力
- (6) 仕様書等の改定への協力
- (7) 継続学習制度（CPDS）の推進
- (8) 技能向上のための指導者派遣
- (9) 改訂版・若年者のための建築配管施工基本実技シートとDVD（受講者編・指導者編）の活用

6-②. 水道法改正に関する事項

- (1) 「更新時に確認することが望ましい事項」への対応
- (2) 水道事業の広域化・官民連携動向の把握

6-③. 給水装置工事主任技術者に関する事項

- (1) 給水装置工事主任技術者試験への協力
- (2) (公財)給水工事技術振興財団への協力
- (3) 給水装置工事主任技術者現地研修への協力、運用状況の調査・フォローアップ
- (4) 国家試験受験準備講習会の開催

6-④. 給水装置工事配管技能者に関する事項

- (1) 水道法施行規則第36条第2号に規定する分岐穿孔技能を有する配管技能者の明確化
- (2) 分岐穿孔技能を有する配管技能者の水道事業体の供給規程等における明確化と活用
- (3) (公財)給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会への協力

6-5. 配管基幹技能者に関する事項

- (1) 登録配管基幹技能者講習委員会への参画及び運営協力
- (2) 登録配管基幹技能者講習の開催
- (3) 既存資格者を対象とした修了証の更新手続の実施
- (4) 登録基幹技能者制度推進協議会との連携

6-6. 技能競技大会に関する事項

- (1) 技能グランプリおよび技能五輪全国大会に対する協力
- (2) 技能五輪国際大会に対する協力
- (3) 技能尊重気運の醸成と技能関係競技大会への積極的参加

6-7. 建設分野特定技能評価試験への対応

- (1) 技能実習生から特定技能外国人への転換指導
- (2) 建設分野における業務区分再編の動向の把握
- (3) 全管連による受入れ外国人の教育訓練実施の検討

6-8. 配水管等水道施設整備に係る業界意見・要望に関する事項

- (1) 水道施設整備費に係る歩掛改定ワーキンググループによる改定要望の検討
- (2) 水道施設整備費に係る歩掛改定について会員からの要望項目の意見集約と要望提案

6-9. 水道配水管工事に関する事項

- (1) 会員企業における水道配水管布設工事への更なる従事の普及促進
- (2) 適正利潤の確保のための補助金・歩掛り改正要望
- (3) 工事契約における管工事組合の優位性を高める方策、管路DB方式の普及等についての検討

6-10. 浄化槽の普及促進に関する事項

- (1) 浄化槽の日実行委員会・浄化槽中央連絡協議会への参画
- (2) 合併処理浄化槽の普及促進

6-11. 教育機関への協力に関する事項

- (1) 職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会に対する協力
- (2) 全国設備工業教育研究会に対する支援協力
- (3) 各種教育機関並びに職業訓練校に対する協力
- (4) 設備工業教育の使命と重要性に関するPR

〔災害〕

7-①. 災害時等の対応に関する事項

- (1) (公社)日本水道協会等関係機関との連携・協力
- (2) 改訂「地震等緊急時対応の手引き(日本水道協会)」の周知
- (3) 改訂「地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル」の周知
- (4) 会員団体への防災協定締結等の支援

Ⅱ 令和5年度 収支予算案

自. 令和 5年 5月 1日

至. 令和 6年 4月30日

(収入の部)

科 目	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額	摘 要
1. 事業収益の部	255,053,212	260,280,000	
(1) 出版物頒布代	34,432,920	30,630,000	機関誌、技術図書及び全管連手帳等の頒布代 ①全管連ジャーナル 9,500千円 ②技術図書 10,430千円 ③全管連手帳 10,700千円
(2) 受入広告料	16,189,549	16,870,000	機関誌及び水道週間チラシ等への広告掲載料 ①全管連ジャーナル 5,400千円 ②全管連ニュース 5,180千円 ③水道週間チラシ 1,590千円
(3) 受入講習会手数料	26,796,318	25,640,000	給水装置工事配管技能検定会、主任技術者現地研修、特定技能他手数料 ①主任技術者現地研修 3,000千円 ②給水装置工事配管技能検定会 18,000千円 ③特定技能 3,840千円
(4) 受入共済手数料	166,799,162	165,640,000	共済保険の受入手数料 ①福祉共済 5,880千円 ②法定外労災 10,000千円 ③管工事賠償 146,160千円
(5) 事業経費補助金等収入	6,835,263	14,500,000	技能競技大会等に係る主催団体からの助成金等 ①技能五輪全国大会 4,600千円 ②特定技能国内訓練 7,000千円 ③建設産業活性化助成事業助成金 2,000千円
(6) 教育情報費用 繰越金取崩	4,000,000	5,000,000	過年度繰越分
(7) 技能競技積立金取崩	0	2,000,000	技能五輪・技能グランプリ助成金
2. 賦課金等収入の部	54,402,400	53,660,000	
(1) 賦 課 金	48,140,400	47,760,000	令和5年度賦課金
(2) 賛 助 会 費	6,262,000	5,900,000	" 賛助会費
3. 事業外収益の部	19,852,004	27,720,000	
(1) 受 入 利 息	376,085	480,000	預金・国債利息
(2) 雑 収 入	2,299,759	4,880,000	事業外の雑収入、新年賀詞交歓会会費 退職金支払のための保険の解約返戻金
(3) 貸倒引当金戻入	50,000	50,000	令和4年度繰入分

令和5年度 収支予算案

自. 令和 5年 5月 1日

至. 令和 6年 4月30日

(収入の部)

科 目	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額	摘 要
(4) 賞与引当金戻入	円 4,800,000	円 4,800,000	令和5年度戻入分
(5) 退職給与引当金戻入	0	7,200,000	〃
(6) 会館貸室料	10,565,280	9,510,000	1階及び4階。空室リスクを鑑み年間見込額の9割で計上
(7) 会館管理料	880,440	800,000	〃
(8) 会館雑収入	880,440	0	テナント契約更新料（1階及び4階）
4. 特別利益の部	0	0	
合 計	329,307,616	341,660,000	

令和5年度 収支予算案

自. 令和 5年 5月 1日

至. 令和 6年 4月30日

(支出の部)

科 目	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額	摘 要
1. 事業費用の部	200,590,962	223,810,000	
(1) 当期仕入図書	5,007,746	5,160,000	幹旋図書の当期仕入額 ①管工事研究会 2,600千円 ②給水装置工事技術指針 2,160千円
(2) 教育情報事業費	18,960,765	21,600,000	機関誌作成費及び事務局研修費開催費等 ①全管連ジャーナル 11,380千円 ②全管連ニュース 4,950千円 ③事務局研修会 2,100千円 ④ITを活用した組合役職員向け教育情報事業 2,000千円
(3) 出版物作成費	8,322,885	10,130,000	技術図書及び全管連手帳等の作成費 ①主任技術者試験問題集等 3,420千円 ②全管連手帳 6,560千円
(4) 技術指導費	30,564,070	36,820,000	給水装置工事配管技能検定会及び主任技術者 現地研修の支部手数料等 ①技能五輪全国大会 6,300千円 ②給水装置工事配管技能検定会 17,000千円 ③主任技術者現地研修 2,700千円 ④特定技能国内訓練 8,200千円
(5) 情報収集費	603,737	700,000	建設産業における専門工事業としての 協力費他
(6) 指導連絡費	3,042,638	4,550,000	ブロック会議及び会員団体行事への参加費
(7) 支払共済手数料	67,509,412	73,260,000	共済保険の支払手数料 ①法定外労災 650千円 ②管工事賠償 72,610千円
(8) 事業拡充費	12,187,442	8,850,000	共済保険、講習、幹旋他、事業全般拡充費 ①保険制度事務代行手数料他 4,000千円 ②東日本大震災復興視察事業 1,000千円
(9) 建設業振興基金 助成事業費	2,406,798	6,500,000	建設産業活性化助成事業実施費用 ①技能検定を受検の全設研会員校生徒へ提供 する練習用管材料費 2,400千円 ②業界PRのための出版物作成費 2,600千円 ③高校生採用支援の取組 1,500千円
(10) 災害対策費	297,537	700,000	災害対策活動費
(11) 事業人件費	37,429,088	38,960,000	職員給料
(12) 法定福利・厚生費	7,516,955	7,900,000	社会保険料事業主負担分、福利厚生費
(13) 通信・電話費	1,353,798	2,470,000	会員通知他文書発送費、電話・FAX使用料

令和5年度 収支予算案

自. 令和 5年 5月 1日

至. 令和 6年 4月30日

(支出の部)

科 目	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額	摘 要
	円	円	
(14) 事務用品費	2,389,041	2,760,000	複合機使用料、事務用品費
(15) 交通費	2,115,798	2,520,000	役職員通勤、業務、外部会議等出席交通費
(16) 水道光熱費	883,252	930,000	電気、水道料金
2. 一般管理費の部	79,795,903	87,920,000	
(1) 総会費	5,677,226	8,000,000	第63回通常総会(愛媛県松山市)他開催費 ①本部関係者交通宿泊費他 5,400千円 ②総会資料等作成費 1,100千円 ③開催地補助金 900千円
(2) 会議費	23,555,927	27,240,000	各種会議開催費 ①理事会 3,300千円 ②新年賀詞交歓会 4,700千円 ③正副会長・ブロック長・部長会議等 4,840千円 ④各部会、委員会等 11,600千円
(3) 功労者顕彰費	810,000	1,100,000	表彰状・顕彰状作成代、記念品代
(4) 青年部活動費	3,000,000	3,000,000	青年部の指導育成活動費
(5) 賛助会員関係費	454,546	1,000,000	賛助会員関係費
(6) 役員報酬	14,197,200	12,600,000	常勤理事報酬
(7) 人件費	16,028,176	16,710,000	職員給料
(8) 法定福利・厚生費	3,210,279	3,390,000	社会保険料事業主負担分、福利厚生費
(9) 中退共掛金	1,260,000	1,260,000	中小企業退職金共済・特定退職金共済の掛金
(10) 通信・電話費	580,484	1,070,000	会員通知他文書発送費、電話・FAX使用料
(11) 印刷費	98,160	200,000	会議資料、事務用封筒他印刷費
(12) 事務用品費	1,023,876	1,190,000	複合機使用料、事務用品費
(13) 図書費	100,613	110,000	参考図書購入費他
(14) 交通費	906,799	1,090,000	役職員通勤、業務、外部会議等出席交通費
(15) 慶弔費	203,150	700,000	会員関係慶弔金
(16) 交際費	245,666	450,000	関係先への慶弔金・中元・歳暮他
(17) 研修費	0	50,000	研修会等出席会費

令和5年度 収支予算案

自. 令和 5年 5月 1日

至. 令和 6年 4月30日

(支出の部)

科 目	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額	摘 要
	円	円	
(18) 広告宣伝費	765,000	750,000	業界紙暑中・年賀広告掲載料
(19) 関係団体負担金	3,119,000	2,990,000	関係団体会費
(20) 器具備品費	116,500	500,000	器具什器、修理費
(21) 水道光熱費	378,538	400,000	電気、水道料金
(22) 租 税 公 課	113,612	130,000	償却資産課税、収入印紙他
(23) 顧 問 料	1,200,000	1,200,000	弁護士・税理士顧問料
(24) 支払手数料	713,746	860,000	送金手数料他
(25) 雑 費	180,503	250,000	来客用お茶代他
(26) 減価償却費	1,856,902	1,680,000	什器備品、ソフトウェアの減価償却費
3. 事業外費用の部	18,240,292	28,930,000	
(1) 貸倒引当金繰入	50,000	50,000	令和5年度引当分
(2) 賞与引当金繰入	4,800,000	4,800,000	〃
(3) 退職給与引当金繰入	1,200,000	360,000	〃
(4) 支払利息	191,695	200,000	借入金の支払利息
(5) 職員退職金	0	10,600,000	令和5年度退職金支払額
(6) 会館租税公課	1,631,400	1,650,000	土地、建物固定資産税
(7) 会館維持費	2,748,099	3,070,000	エレベータ・電気設備他保守点検料、 会館機械警備料他
(8) 会館改修費	0	500,000	会館補修費他
(9) 会館雑費	52,240	100,000	蛍光灯他消耗品他
(10) 会館減価償却費	7,566,858	7,600,000	建物、建物附属設備、構築物の減価償却費
4. 特別損失の部	1,000,000	1,000,000	
(1) 予 備 費	1,000,000	1,000,000	
5. 税 等	7,997,000	0	
合 計	307,624,157	341,660,000	

Ⅲ 令和5年度経費の賦課及び徴収方法（案）

令和5年度の賦課徴収金は前年度と同様の算定方法により徴収するものとする。

賦課金の算定方法は下記のとおりです。

賦 課 金 の 算 定 基 準

・ 1ヵ月の金額

賦課金の月額は、団体割と人数割を加えた金額とし、団体割は別表1、人数割は別表2により算定した金額とする。

（別表1）

所 属 組 合 員 数	単 位 (月)
20人以下	3
21 ～ 40	5
41 ～ 60	7.5
61 ～ 100	12
101 ～ 150	17
151 ～ 200	21
201 ～ 300	24
301 ～ 500	27
501 ～ 750	29
751 ～ 1,000	31
1,001 ～ 1,500	33
1,501 ～ 2,000	35
2,001 ～ 2,500	38

(注) 1単位1,000円とする。

（別表2）

組合にあつては組合員数に、連合会にあつては所属員数に200円を乗じた額とする。

(注) 組合と連合会の重複加入の場合における連合会の人数割の算定については、連合会の所属員数から本会に重複加入している組合の組合員数を差し引いた員数で算定する。

第 3 号議案 令和 5 年度借入金残高の最高限度決定の件

(原案) 5 億円を限度とする。

第 4 号議案 役員選挙の件

